

令和6年度 第1回

岡山県自立支援協議会 医療的ケア児等支援部会

会議資料

日時：令和6年12月20日（金）

場所：岡山県医師会館

4階 401会議室

岡山県子ども・福祉部障害福祉課

目 次

◎協議・報告	(頁)
○県における医療的ケア児支援のための取組（概要）	… 1
○医療的ケア児等の支援に関する協議の場の設置状況について	… 6
○医療的ケア児に関する調査の報告について	… 8
○医療的ケア児支援センターの運営状況について	… 22
○学校園及び保育所における医療的ケア児の状況について	… 25
○地域における医療的ケア児支援の状況について	… 27
◎情報提供	
○要配慮者の防災に関するアンケート結果について	… 29
○小児の訪問看護に携わる多職種情報交換会	… 42
参考資料	
・岡山県自立支援協議会専門部会設置要領	… 44
・岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会委員名簿	… 46
・令和5年度第1回岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会議事概要 （要旨）	… 47

令和6年度 岡山県における医療的ケア児支援のための取組（概要）

1 障害福祉課の取組

- (1) 重症心身障害児者と家族の安心生活サポート事業（一部委託実施）【平成26年度～】
地域バランスのとれた短期入所の環境整備・充実を総合的に促進し、医療的ケア児等（重症心身障害児者等を含む）とその家族が県内どこでも安心して生活できる社会の実現を図る。

① 短期入所サービス拡大促進事業

市町村と協働し、短期入所サービスを実施する医療機関等に対する財政的支援を行い、身近な地域における当該医療機関等の拡大を促進（対象は岡山市を除く）

② 短期入所事業所施設開設等支援事業

重症心身障害児者等の医療的ケアのために必要となる設備整備の経費の一部を補助し、短期入所事業所の緊急時の受け入れ対応の機能強化

③ サービス職員研修等事業（委託実施）

重症心身障害児者等への医療的ケアに従事する看護師等の資質向上を図るため、重症心身障害児者等のケアの現場における看護職員及び介護職員を対象とした実習や、短期入所事業所への専門家及び主治医の派遣等を実施

④ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業（委託実施）【平成29年度～】

医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等の支援を総合調整する者（コーディネーター）を養成

⑤ 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業【平成29年度～】

喀痰吸引等研修（第1号研修及び第2号研修）の受講の際に必要な代替職員の確保等に係る経費を助成することにより、障害福祉従事者の確保や専門性向上を促進

⑥ 医療的ケア児等支援者の資質向上事業（委託実施）

医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者の連携や、医療的ケア児支援センターとの連携強化のため、フォローアップ研修を実施

2 医療推進課の取組

(1) 小児等在宅医療連携拠点事業（社会福祉法人への委託事業）【平成 25 年度～】

医療的ケア児等が在宅において必要な医療・福祉サービス等を受けることにより、地域で安心して療養できるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携し、地域で在宅療養を支える体制の整備に取り組んでいる。

① 小児等の在宅医療が抱える課題の抽出と対応方針の検討

医療的ケア児の現状把握（対象者のニーズ、利用可能な資源等）及び在宅療養に必要な情報提供の仕組みづくり 等

② 地域の医療、福祉、教育資源の把握と活用の検討

小児科医と連携し、小児在宅医療を考える講演会
小児科をもつ医療機関に対し福祉サービスの研修会
「医療的ケア手順書」の作成 等

③ 地域の小児等への在宅医療資源の拡充と専門機関の連携

短期入所事業所連絡会 等

④ 地域の福祉・教育・行政担当者との連携促進

ヘルパーステーション研修会
児童発達支援センター・生活介護事業所との連携会議・研修会

⑤ 患者・家族の個別支援

専門のコーディネーターを配置し、電話や訪問等による個別支援

⑥ 患者・家族や学校関係者等への理解促進、負担軽減

NICU・長期入院障害児等の保護者と在宅療養中の保護者の情報交換会
学校関係者と福祉サービス事業所との連絡会
ピアカウンセリング 等

(2) 小児訪問看護拡充事業（訪問看護ステーション連絡協議会への委託）【平成 30 年度～】

小児訪問看護に関する基礎的知識・技術を学ぶ研修会や相談会を開催し、多様なニーズを持つ医療的ケア児に対応できる看護職員の育成を行い、小児を受け入れる訪問看護事業所の増加を目指し、小児から高齢者までの包括的かつ継続的な在宅療養支援体制の整備をすることを目的としている。

① 小児訪問看護研修会

小児の成長発達、特徴的な疾患、子どもが学ぶ意味、親子・家族関係、看護技術、社会保障制度等に係る研修会

② 小児訪問看護実習、成果報告会

医療機関や訪問看護ステーション、特別支援学校における現地実習
参加者同士の学びの共有のための成果報告会

③ 情報交換会・相談会

地域包括ケアにおける医療的ケア児および家族の支援
医療的ケア児の対応をしている保健・医療・福祉・介護・教育等関係者間の交流 等

3 子ども未来課の取組

(1) 保育所・認定こども園等での受入れ環境の整備

・医療的ケア児保育支援事業

保育所・認定こども園等において、医療的ケア児の受入れが可能となるよう、医療的ケアを行うために必要な研修を受講した保育士や看護師等の保育所等への配置、巡回による看護師配置、医療的ケア児受け入れに必要なとなる備品の購入など、医療的ケア児の受入れ体制整備に対する助成を実施

・保育環境改善等事業（障害児受入促進事業）

既存の保育所・認定こども園等において、障害児や医療的ケア児の受入れに必要な改修等に対する助成を実施

(2) 放課後児童クラブでの受入れ環境の整備

・放課後児童健全育成事業（障害児受入強化推進事業：医療的ケア児受入れの場合）

放課後児童クラブにおいて、医療的ケア児を受け入れるために必要な看護職員の配置やたん吸引等研修受講のための代替職員の配置など、医療的ケア児の受入れに必要な体制整備に対する助成を実施

4 特別支援教育課の取組

■ 医療的ケア充実事業

特別支援学校において、吸引や経管栄養等の日常的医療的ケアに係る看護師及び教員等の専門性を高めることにより、医療的ケアの実施体制の充実を図る。

(1) 医療的ケアに係る運営協議会（年1回）

学識経験者、医師、学校関係者等からなる運営協議会を開催し、医療的ケアに関わる諸問題について協議（例年1月下旬から2月上旬）

(2) 医療的ケア新規担当教員研修（基礎研修会は年2回、実地研修会は年4回）

看護師の指導の下、新たに医療的ケアを実施する教員は研修を修了する必要があるため、当該研修を実施

(3) 医療的ケア指導医派遣事業

急速に変化する医療的ケアの様々なニーズに対応するため指導医を派遣し、問題点の整理や手技の指導等を実施

さらに、市町村教育委員会等からの要請により、医療的ケア児が在籍する市町村や学校等に対して指導医を派遣し、実施体制整備の方法等について支援を実施

(4) 医療的ケアに関する看護師研修

特別支援学校における医療的ケア先進県から講師を招聘したり、訪問看護ステーション等と連携し、専門性の高い看護師を校内研修に招聘したりするなど、県立特別支援学校に配置する看護師に対する研修機会を提供

- ・看護師全体研修会（年2回）
- ・看護師校内研修会（年6回程度）

医ケア児支援法に定める支援策等と本県の取組

法に定める支援策等		県の取組	
第9条	保育を行う体制の拡充等	(4) ①②、(5) ①	
第10条	教育を行う体制の拡充等	(1) ⑦、(6) ①②③④⑤	
第11条	日常生活における支援	(1) ①②⑦、(2) ⑤	
第12条	相談体制の整備	(2) ⑤	
第13条	情報の共有の促進	(1) ⑥、(2) ③⑥、(6) ①④、(7)	
第14条	医療的ケア児支援センター等 1 医療的ケア児及びその家族、関係者に対し、専門的相談に応じ、情報の提供、その他の支援を行う。 2 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関、民間団体等に対し、情報の提供及び研修を行う。 3 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関、民間団体との連絡調整を行う。	(2) ⑤ (1) ③④⑤⑧、(2) ③④⑥、(6) ②⑤ (1) ⑥、(2) ③④⑥、(6) ① (2) ⑥	
第19条	広報啓発	(1) ③④⑤⑧、(2) ④、(3) ①、(6) ②③⑤	
第20条	人材の確保	(2) ①②	
第21条	研究開発等の推進		

医療的ケア児支援センター業務に関する県の取組（令和3年8月31日厚生労働省事務連絡）

1	医療的ケア児等からの相談への助言等（法第14条第1項第1号）	
	①関係機関等への連絡・調整	(1) ⑥、(2) ③④⑥、(6) ①④
	②医療的ケア児等からの相談・援助	(2) ⑤
	③広報誌等を活用した支援センター設置の広報	(2) ⑥
	④管内の医療的ケア児に係る社会資源（施策）等の情報収集	(2) ①②
	⑤関係機関等との顔合わせ等	(1) ⑥、(2) ③④⑥、(6) ①④
2	関係機関等並びにこれに従事する者への情報提供及び研修（法第14条第1項第2号）	
	・医療的ケアに関する情報の把握	(2) ①②、(6) ①
	・関係機関相互での情報共有	(1) ⑥、(2) ③④⑥、(6) ①④、(7)
	・医療的ケア児等の協議の場における情報の把握	(1) ⑥、(2) ③④⑥、(6) ①④
	・国が開催する会議への参加	(1) ⑥、(2) ③④⑥
	・医療的ケア児等支援者養成研修	(1) ⑤
	・医療的ケア児コーディネーター養成研修	(1) ④
	・喀痰吸引等研修	(1) ⑤
	・その他各種研修	(1) ③⑧、(2) ④、(6) ②③⑤
3	関係機関等との連絡調整（法第14条第1項第3号）	
	・個々のケースに係る連絡調整	(2) ⑤
	・地域の医療的ケア児支援の状況等に係る連絡調整	(1) ⑥、(2) ③④⑥、(6) ①④
	・医療的ケア児の数の数や施策の内容の把握	(2) ①②
4	地域のコーディネーターが行う相談・助言等との関係	
	・医療的ケア児等からの様々な相談についての一元的窓口	(2) ⑤
	・市町村における医療的ケア児等コーディネーター配置	(1) ④

（予算：千円）

◎令和6年度 岡山県における医療的ケア児支援のための取組	58,771
(1) 重症心身障害児者と家族の安心生活サポート事業【障害福祉課・医療安全課】	28,814
① 短期入所サービス拡大促進事業（市町村実施の補助事業）	
② 短期入所事業施設開設等支援事業（障害福祉課が実施）	
③ 医療的ケア児等短期入所サービス職員研修等事業（社会福祉法人旭川荘に委託）	
④ 医療的ケア児等コーディネーター・支援者養成研修事業（学校法人旭川荘に委託）	
⑤ 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業（障害福祉課が実施）	
⑥ 岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会（障害福祉課が実施）	
⑦ 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（医療安全課が実施）	
⑧ 医療的ケア児等支援者の資質向上事業（社会福祉法人旭川荘に委託）	
(2) 小児等在宅医療連携拠点事業【医療推進課】（社会福祉法人旭川荘に委託）	7,855
① 小児等の在宅医療が抱える課題の抽出と対応方針の策定	
② 地域の医療、福祉、教育資源の把握と活用の検討	
③ 地域の小児等への在宅医療資源の拡充と専門機関の連携	
④ 地域の福祉・教育・行政担当者との連携促進、研修会	
⑤ 患者・家族の個別支援（専門のコーディネーターの配置）	
⑥ 患者・家族や学校関係者等への理解促進、負担軽減、情報交換会等	
(3) 小児訪問看護拡充事業【医療推進課】（訪問看護ステーション連絡協議会に委託）	913
① 小児訪問看護研修会、②情報交換会・相談会、③小児訪問看護実習	
(4) 保育所・認定こども園等での受入れ環境の整備【子ども未来課】	17,242
① 医療的ケア児保育支援事業（市町村実施で補助金事業） （研修を受講した保育士や看護師等の配置等）※政令・中核を除く	
② 保育環境改善等事業（障害児受入促進事業）（市町村実施で補助金事業） （障害児や医療的ケア児受入のための改修）※政令・中核を除く	
(5) 放課後児童クラブでの受入れ環境の整備【子ども未来課】	(4,100-の-部)
① 放課後児童健全育成事業（市町村実施で交付金事業） （障害児受入強化推進事業：医療的ケア児受入れの場合）	
(6) 医療的ケア充実事業【特別支援教育課】（特別支援教育課が実施）	3,947
① 医療的ケアに係る運営協議会	
② 医療的ケア新規担当教員研修	
③ 医療的ケア指導医派遣事業	
④ 医療的ケア対象行為拡充検討委員会	
⑤ 医療的ケアに関する看護師研修	
(7) 障害者就業・生活支援センター【障害福祉課・労働雇用政策課】	(事業の一部)
* 岡山障害者就業・生活支援センター（社会福祉法人旭川荘）	
* 倉敷障がい者就業・生活支援センター（社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団）	
* 津山障害者就業・生活支援センター（社会福祉法人津山社会福祉事業会）	
* たかはし障害者就業・生活支援センター（社会福祉法人旭川荘）	

県内の医療的ケア児等の支援に関する協議の場の設置状況一覧表

令和6年5月末現在

市町村名	協議の場の名称	事務局担当 部局	設置年度 (予定含む)	実施方法 (例:新規単独、既存の〇〇会議を活用等)	対象エリア
岡山市	岡山市医療的ケア児支援連絡会議	③障害福祉部門	R1済	庁内関係課(保健・医療・福祉・保育・教育)の連絡会議	岡山市
	岡山市障害者自立支援協議会医療的ケア児支援ワーキング会議	③障害福祉部門	R1済	自立支援協議会等外部関係機関と庁内関係課の協議の場	岡山市
倉敷市	倉敷地区重症児・者の在宅医療を考える会	③障害福祉部門	R2済	「倉敷地区重症児・者の在宅医療を考える会」と倉敷地域自立支援協議会との連携	倉敷市 早島町
津山市	津山市医療的ケア児支援推進会議	③障害福祉部門	H30済	津山市医療的ケア児支援推進会議を活用	津山市
	津山地域自立支援協議会 医療的ケア児等支援ネットワーク会議	⑥その他	H30済	津山地域自立支援協議会を活用	津山市 久米南町 鏡野町 美咲町
玉野市	玉野市障害者総合支援協議会子ども部会	⑤教育部門	H31(R1)済	玉野市総合支援協議会子ども部会を活用	玉野市
笠岡市	笠岡市地域ケア会議	③障害福祉部門	R3済	笠岡市地域ケア会議	笠岡市
	医療的ケア児支援チーム	③障害福祉部門	R5済	庁内関係課(保健・医療・福祉・保育・教育・災害)の連絡会議	
井原市	井原市地域自立支援協議会重心(医ケア)児者部会	③障害福祉部門	R3済	井原市地域自立支援協議会を活用	井原市
総社市	医療的ケア児支援体制等連絡会	⑥その他	H30済(現連絡会はR5から)	総社市地域自立支援協議会を活用	総社市
高梁市	高梁市自立支援協議会	③障害福祉部門	R3済	高梁市自立支援協議会を活用	高梁市
新見市	新見市医療的ケア児等支援推進会議	③障害福祉部門	R5済	新規単独	新見市
備前市	備前市・赤磐市・和気町障害福祉担当者会議	③障害福祉部門	R2済	備前市・赤磐市・和気町の行政担当者会議を活用	備前市 赤磐市 和気町
瀬戸内市	瀬戸内市地域自立支援協議会こども部会	③障害福祉部門	H30済	瀬戸内市地域自立支援協議会を活用	瀬戸内市
赤磐市	備前市・赤磐市・和気町障害福祉担当者会議	③障害福祉部門	R2済	備前市・赤磐市・和気町の行政担当者会議を活用	備前市 赤磐市 和気町
真庭市	真庭地域自立支援協議会	③障害福祉部門	R2済	真庭地域自立支援協議会子ども・子育て支援部会を活用	真庭市 新庄村
美作市	勝英地域自立支援協議会	③障害福祉部門	R5済	勝英地域自立支援協議会ぐんぐん育てよう部会(こども部会)を活用	美作市 勝央町 奈義町 西粟倉村
浅口市	浅口市障害者自立支援協議会こども支援部会	③障害福祉部門	R4済	浅口市障害者自立支援協議会こども支援部会を活用	浅口市
和気町	備前市・赤磐市・和気町障害福祉担当者会議	③障害福祉部門	R2済	備前市・赤磐市・和気町の行政担当者会議を活用	備前市 赤磐市 和気町
早島町	倉敷地区重症児・者の在宅医療を考える会	③障害福祉部門	R2済	「倉敷地区重症児・者の在宅医療を考える会」と倉敷地域自立支援協議会との連携	倉敷市 早島町
里庄町	(未定)		R6予定	(未定)	里庄町
矢掛町	矢掛町障害者自立支援協議会	③障害福祉部門	R5済	矢掛町障害者自立支援協議会を活用	矢掛町
新庄村	真庭地域自立支援協議会	③障害福祉部門	R2済	真庭地域自立支援協議会子ども・子育て支援部会を活用	新庄村 真庭市
鏡野町	津山地域自立支援協議会 医療的ケア児等支援ネットワーク会議	⑥その他	H30済	津山地域自立支援協議会を活用	津山市 鏡野町 美咲町 久米南町
勝央町	勝英地域自立支援協議会	③障害福祉部門	R5済	勝英地域自立支援協議会ぐんぐん育てよう部会(こども部会)を活用	美作市 勝央町 奈義町 西粟倉村
奈義町	勝英地域自立支援協議会	③障害福祉部門	R5済	勝英地域自立支援協議会ぐんぐん育てよう部会(こども部会)を活用	美作市 勝央町 奈義町 西粟倉村
西粟倉村	勝英地域自立支援協議会	③障害福祉部門	R5済	勝英地域自立支援協議会ぐんぐん育てよう部会(こども部会)を活用	美作市 勝央町 奈義町 西粟倉村
久米南町	津山地域自立支援協議会 医療的ケア児等支援ネットワーク会議	⑥その他	H30済	津山地域自立支援協議会を活用	津山市 鏡野町 美咲町 久米南町
美咲町	津山地域自立支援協議会 医療的ケア児等支援ネットワーク会議	⑥その他	H30済	津山地域自立支援協議会を活用	津山市 鏡野町 久米南町 美咲町
吉備中央町	吉備中央町障害者等自立支援協議会 教育保育部会	③障害福祉部門	H31(R1)済	吉備中央町障害者等自立支援協議会を活用	吉備中央町

※26市町村(19の場)で設置済

※令和6年度中、1町(1の場)が設置予定。

医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数と市町村での配置(活用)状況

各市町村における配置(活用)状況

令和6年5月31日現在

(単位:人)

市町村名	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	合計	令和6年5月末 時点 各市町村 における 配置等状況 (人数)	配置 (活用) の形態 ①②③	備 考
岡山市	15	13	11	8	12	7	16	82	6	②	
倉敷市	13	15	15	9	8	6	9	75	20	②	
津山市	2	2	5	1	2	1	2	15	1	①	
玉野市	2	1	3	0	1	2	0	9	6	②	
笠岡市	0	1	3	1	1	0	0	6	1	①	
井原市	1	0	0	1	0	2	0	4	0		
総社市	2	4	4	2	4	5	3	24	0		
高梁市	0	3	4	0	3	1	0	11	0		
新見市	0	1	2	0	1	1	0	5	1	①	
備前市	0	1	1	0	1	2	1	6	0		
瀬戸内市	2	3	4	2	1	0	0	12	1	②	
赤磐市	0	0	0	1	2	0	3	6	0		
真庭市	2	2	0	0	0	1	1	6	0		
美作市	1	2	1	0	0	0	0	4	0		
浅口市	0	0	0	1	0	2	0	3	1	②	
和気町	1	0	0	0	2	0	0	3	0		
早島町	1	0	1	1	0	2	1	6	1	②	
里庄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0		相談支援事業所なし
矢掛町	1	0	0	0	0	0	0	1	0		
新庄村	0	0	0	0	0	0	0	0	0		相談支援事業所なし
鏡野町	2	1	0	0	0	1	0	4	1	①	
勝央町	0	0	2	0	2	0	0	4	0		
奈義町	0	1	0	0	0	0	0	1	1	①	
西粟倉村	0	1	0	0	0	0	0	1	1	②	
久米南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0		相談支援事業所なし
美咲町	0	2	0	0	0	0	1	3	1	①	
吉備中央町	1	1	1	0	0	0	0	3	0		
県外	1	5	2	0	0	0	0	8			
計	47	59	59	27	40	33	37	302	42		

※配置等: 相談支援事業所への委託配置を含む。

配置(活用)の形態

①自治体職員を配置(直営)

②一般相談(委託)

③その他(備考欄に詳細を記入してください)

ご利用の際は、岡山県子ども・福祉部 障害福祉課又は岡山県医療的ケア児支援センターへご相談ください。

医療的ケア児に関する調査 報告書

令和6年9月

岡山県子ども・福祉部 障害福祉課

保健医療部 医療推進課

岡山県医療的ケア児支援センター

医療的ケア児に関する調査について（概要）

1 調査の目的

医療の進歩を背景として、人工呼吸器や胃瘻等を使用し、痰の吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な障害児（以下「医療的ケア児」という）が増加していると考えられている。平成30年度から県内における医療的ケア児の現状を把握し、今後必要とされる支援について検討する資料とするために、調査を行っている。

2 調査の対象

県内病院（159施設）及び県内在宅療養支援診療所（293施設：R6.4.1現在）
隣県（兵庫県、鳥取県、広島県）7病院

3 調査の方法

- ・調査票を郵送配布（郵送回収）
- ・23項目の在宅療養指導管理料（※）を令和6年5月に算定している満20歳未満平成16（2004）年6月以降に出生）の児
- ・回答数 全体 86.8%
（県内病院 86.2%、在宅療養支援診療所 87.5%、県外病院 71.4%）

（※）在宅療養指導管理料

- | | | |
|---|-------------------------|--------|
| ① | 在宅自己腹膜灌流指導管理料 | C102 |
| ② | 在宅血液透析指導管理料 | C102-2 |
| ③ | 在宅酸素療法指導管理料 | C103 |
| ④ | 在宅中心静脈栄養法指導管理料 | C104 |
| ⑤ | 在宅成分栄養経管栄養法指導管理料 | C105 |
| ⑥ | 在宅小児経管栄養法指導管理料 | C105-2 |
| ⑦ | 在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料 | C105-3 |
| ⑧ | 在宅自己導尿指導管理料 | C106 |
| ⑨ | 在宅人工呼吸指導管理料 | C107 |
| ⑩ | 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 | C107-2 |
| ⑪ | 在宅悪性腫瘍等患者指導管理料 | C108 |
| ⑫ | 在宅寝たきり患者処置指導管理料 | C109 |
| ⑬ | 在宅自己疼痛管理指導管理料 | C110 |
| ⑭ | 在宅振戦等刺激装置治療指導管理料 | C110-2 |
| ⑮ | 在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料 | C110-3 |
| ⑯ | 在宅仙骨神経刺激法指導管理料 | C110-4 |
| ⑰ | 在宅肺高血圧症患者指導管理料 | C111 |
| ⑱ | 在宅気管切開患者指導管理料 | C112 |
| ⑲ | 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料 | C114 |
| ⑳ | 在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料 | C116 |
| ㉑ | 在宅経腸投薬指導管理料 | C117 |
| ㉒ | 在宅腫瘍治療電場療法指導管理料 | C118 |
| ㉓ | 在宅経肛門的自己洗腸指導管理料 | C119 |

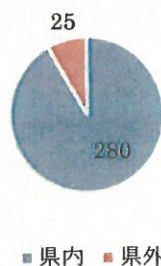
4 調査の期間

令和6年6月1日～6月30日

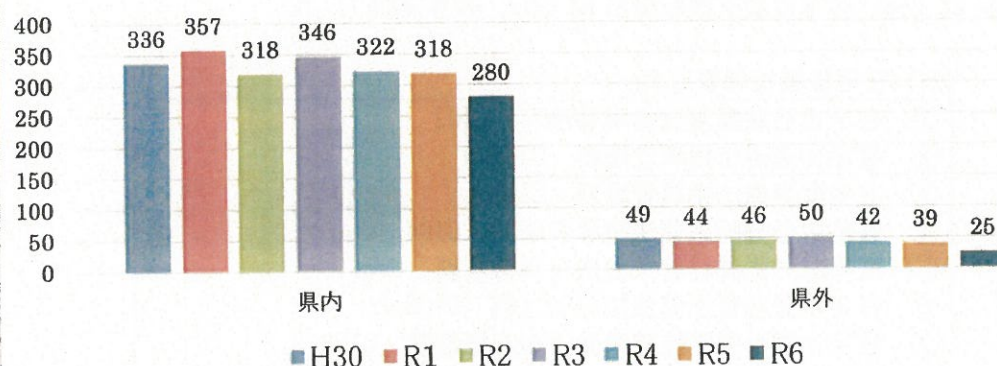
■ 1 医療的ケアが必要な児の状況

○ 県内外の医療機関を受診している医療的ケア児の人数は、305 人であった。そのうち、岡山県内に居住する児は、280 人（92%）であった。

医療的ケア児の県内外別人数
(n=305)

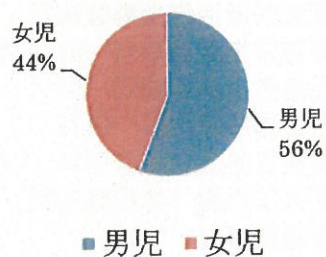


医療的ケア児の県内外別人数(経年)

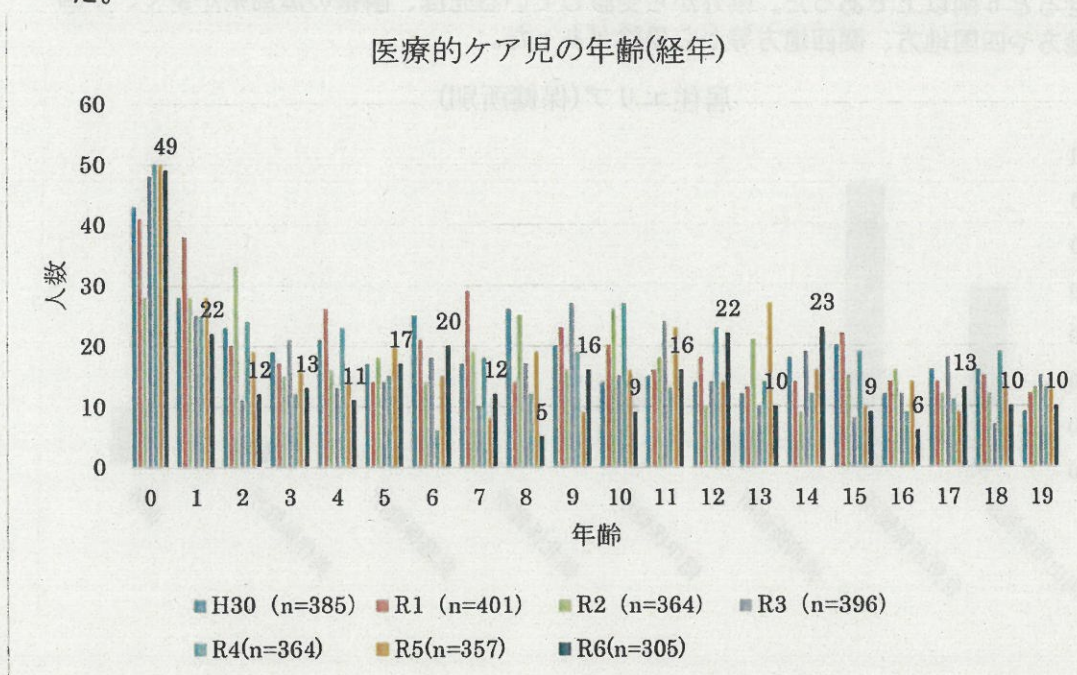


○ 医療的ケア児の性別は、男児が 170 人、女児が 135 人であった。

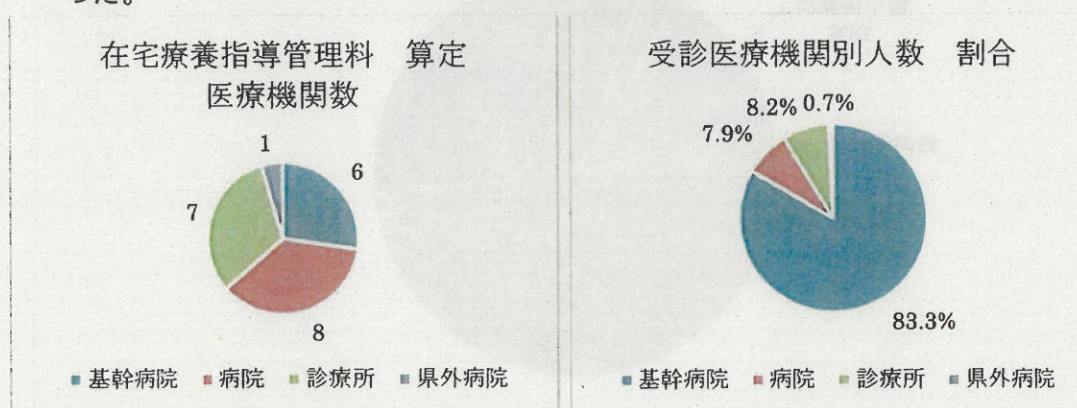
性別内訳 (n=305)



- 医療的ケア児の年齢は、0歳児が49人と一番多く、58%が10歳未満児であった。

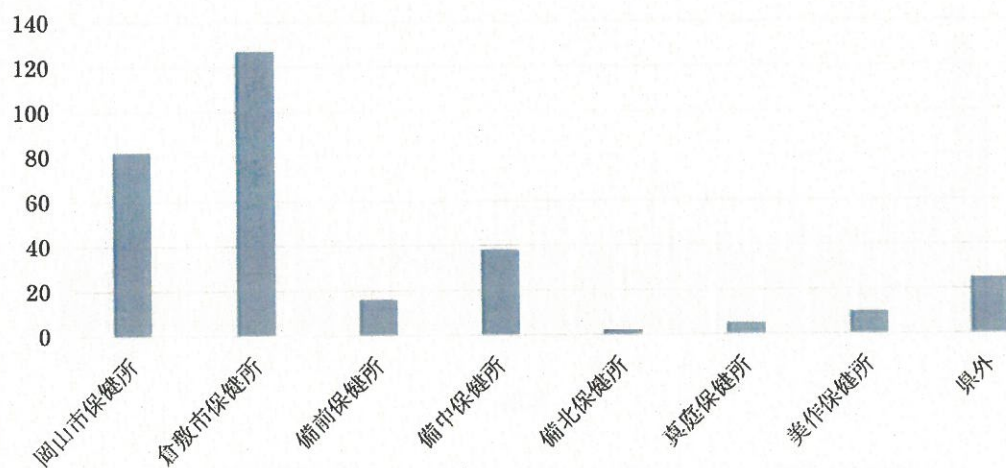


- 医療的ケア児が医療機関を受診し、在宅療養指導管理料を算定しているのは県内14病院278人(91.2%)、7診療所25人(8.2%)、県外1病院2人(0.7%)であった。

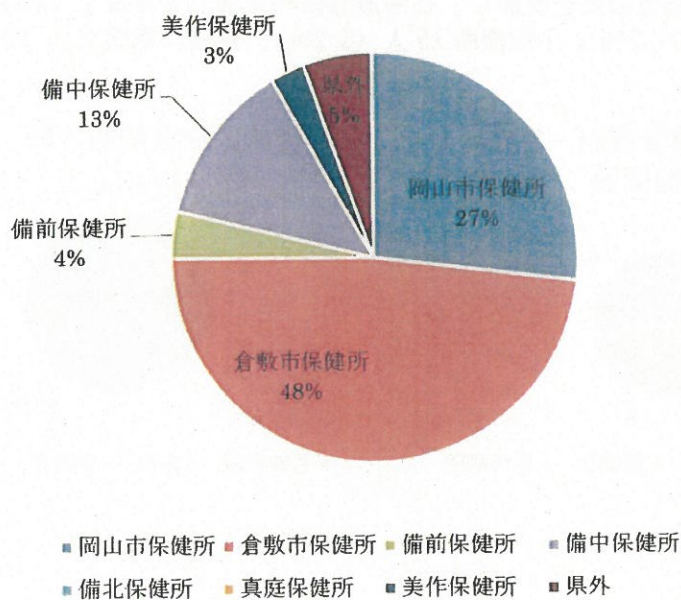


○ 医療的ケア児の居住地は、岡山市保健所管内と倉敷市保健所管内が多く、合わせると6割以上であった。県外から受診している児は、隣県の広島県が多く、中国地方や四国地方、関西地方等から受診があった。

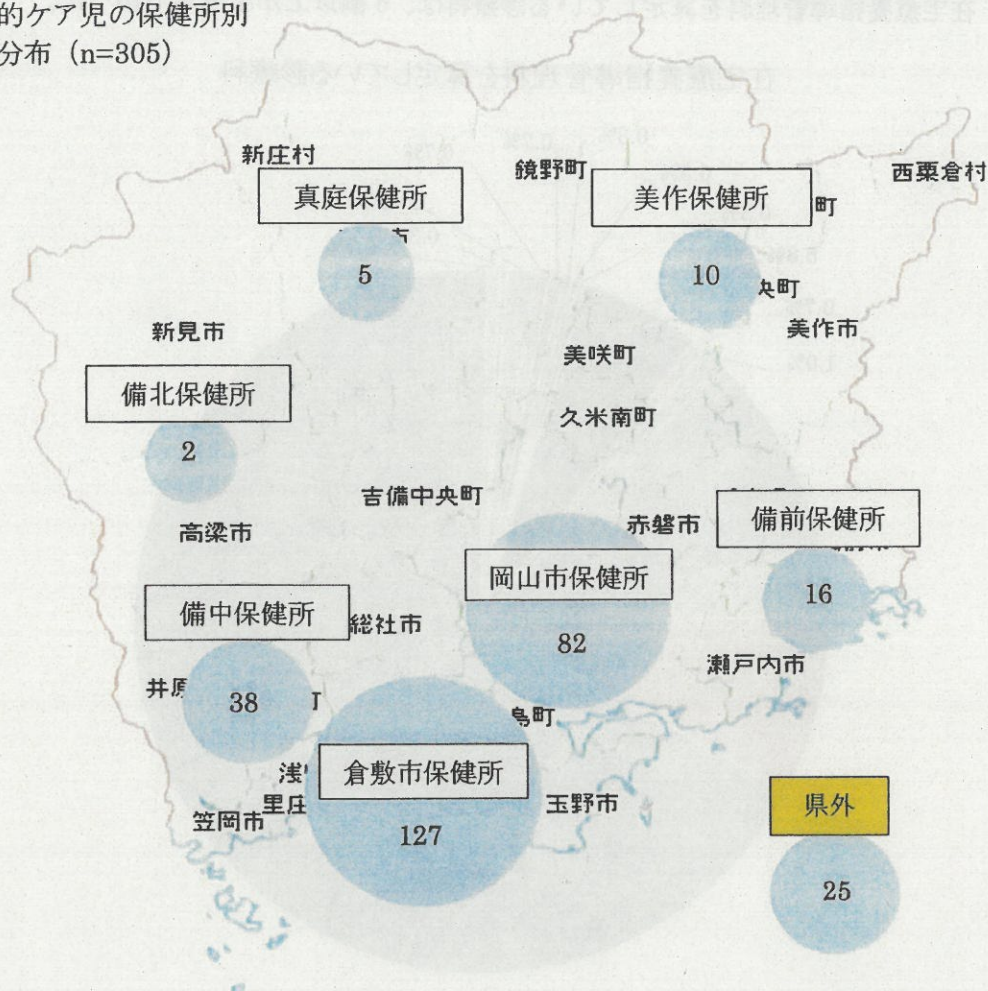
居住エリア(保健所別)



在宅人工呼吸指導管理料算定児居住エリア (保健所別)
(n=108)

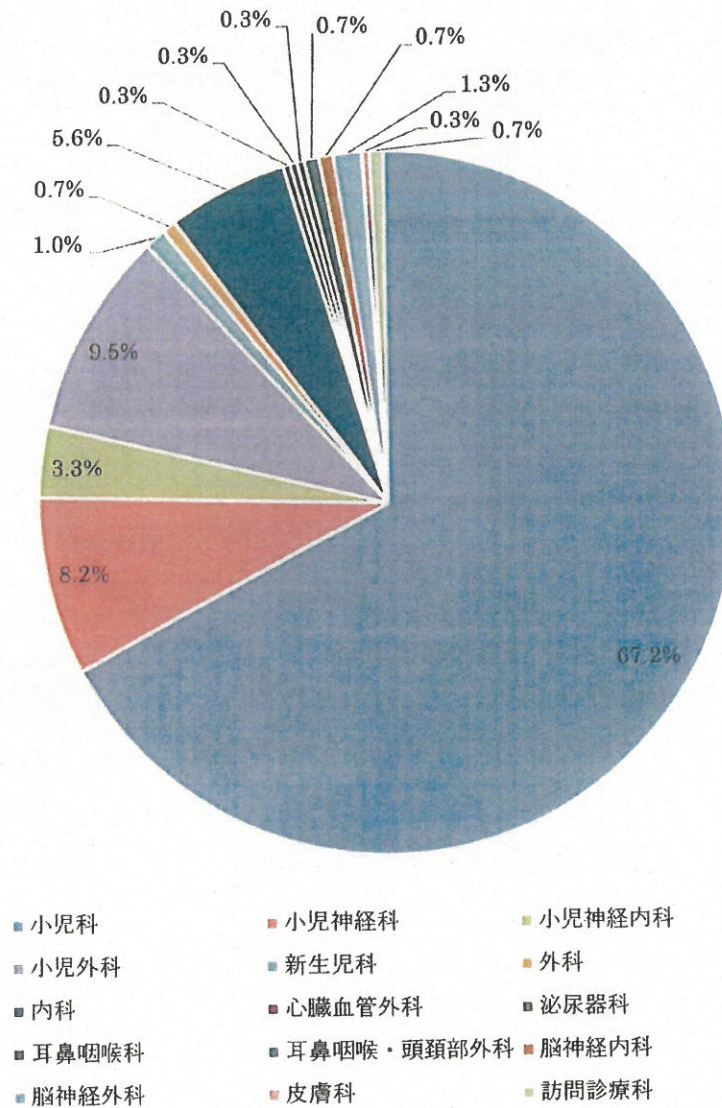


医療的ケア児の保健所別
人数分布 (n=305)



○ 在宅療養指導管理料を算定している診療科は、6割以上が小児科であった。

在宅療養指導管理料を算定している診療科



○ 在宅療養指導管理料を算定し得る指導管理状況は、[C103 在宅酸素療法指導管理料] が一番多く 165 人、次いで [C107 在宅人工呼吸指導管理料] が 108 人であった。

在宅療養指導管理料		人数
C102	在宅自己腹膜灌流指導管理料	2
C102-2	在宅血液透析指導管理料	1
C103	在宅酸素療法指導管理料	165
C104	在宅中心静脈栄養法指導管理料	1
C105	在宅成分栄養経管栄養法指導管理料	7
C105-2	在宅小児経管栄養法指導管理料	102
C105-3	在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料	1
C106	在宅自己導尿指導管理料	27
C107	在宅人工呼吸指導管理料	108
C107-2	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料	3
C108	在宅悪性腫瘍等患者指導管理料	0
C109	在宅寝たきり患者処置指導管理料	30
C110	在宅自己疼痛管理指導管理料	0
C110-2	在宅振戦等刺激装置治療指導管理料	3
C110-3	在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料	0
C110-4	在宅仙骨神経刺激法指導管理料	0
C111	在宅肺高血圧症患者指導管理料	0
C112	在宅気管切開患者指導管理料	52
C114	在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料	1
C116	在宅植込型補助人工心臓(非拍動流型)指導管理料	0
C117	在宅経腸栄養投薬指導管理料	0
C118	在宅腫瘍治療電場療法指導管理料	0
C119	在宅経肛門自己洗腸指導管理料	0

実際に算定した在宅医療指導管理料のみを回答した医療機関を含む。

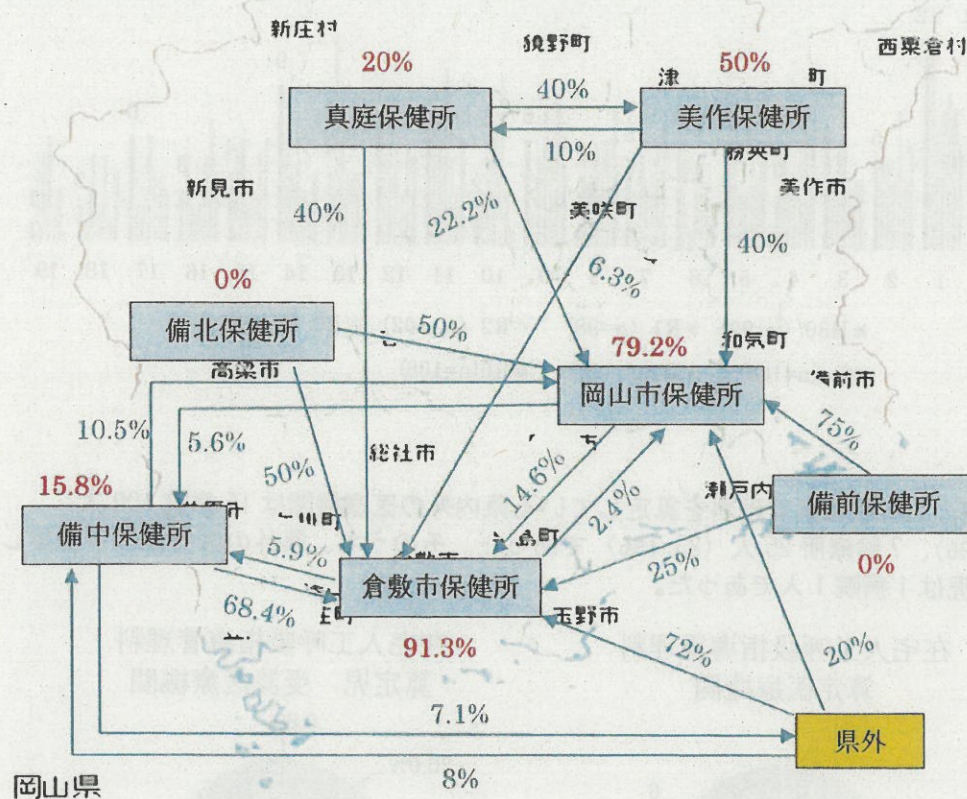
○ 在宅療養指導管理料に加算している内容は、[C158 酸素濃縮装置] が一番多く 194 人、次いで [C157 酸素ボンベ] が 168 人であった。

算定している加算		人数
C157	酸素ボンベ	168
C158	酸素濃縮装置	194
C159	液化酸素装置	0
C169	気管切開患者用人工鼻	68
C162	在宅経管栄養法用栄養管セット	121
C161	注入ポンプ	21
C160	静脈栄養法輸液セット	1
C163	特殊カテーテル	30
C153	注入器用注射針	2
C150	血糖自己測定器	1

○ 在宅療養指導管理料を算定している児は、居住地を所管する保健所管内の医療機関を受診している児がいる一方、管外の医療機関を受診している児もいた。

また、全医療的ケア児 305 人を 100% とすると、居住する保健所管内で医療機関を受診して在宅療養指導管理料を算定している児は、63.3% であり、岡山市保健所管内、倉敷保健所管内の医療機関で 8 割以上が算定されていた。

医療的ケア児の受診動向

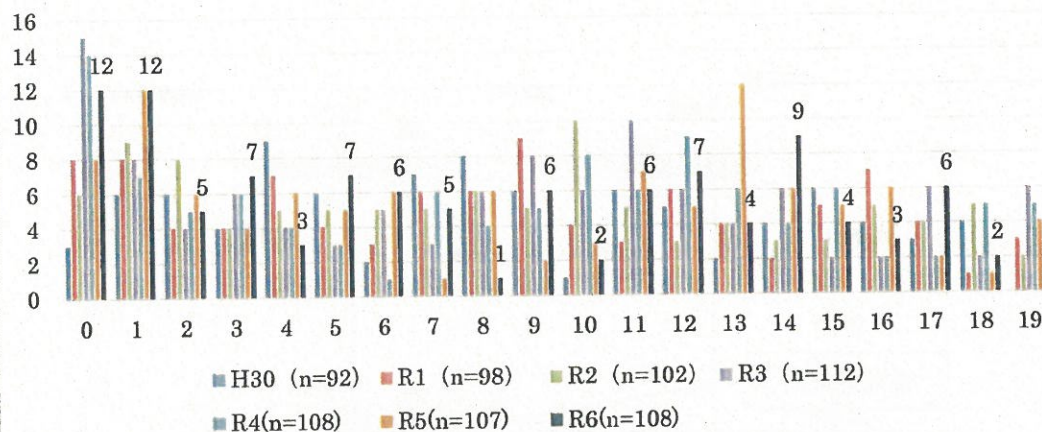


※各保健所管内に居住する児数全体を 100% として、同保健所管内で医療機関を受診して在宅療養指導管理料を算定する児の割合を赤字、管外の医療機関を受診して算定する児の割合を青字で表記している。

■ 2 在宅人工呼吸指導管理料を算定している児の状況

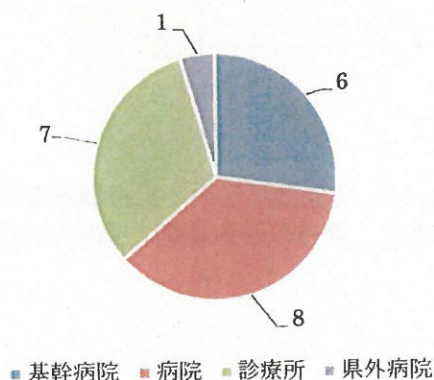
○ 在宅人工呼吸指導管理料を算定している児は、108 人（35.4%）であり、そのうち県内に居住している児は 102 人であった。県内外 108 人中 10 歳未満の児は 59.2% であった。

在宅人工呼吸指導管理料算定児の年齢
(経年)

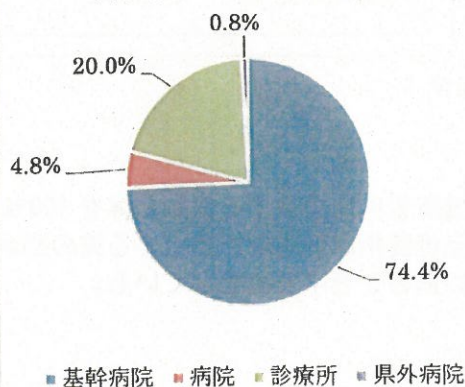


○ 在宅人工呼吸指導管理料を算定している県内外の医療機関は 15 病院 100 人（92.6%）、7 診療所 25 人（23.1%）であった。そのうち、県外の医療機関を受診している児は 1 病院 1 人であった。

在宅人工呼吸指導管理料
算定医療機関

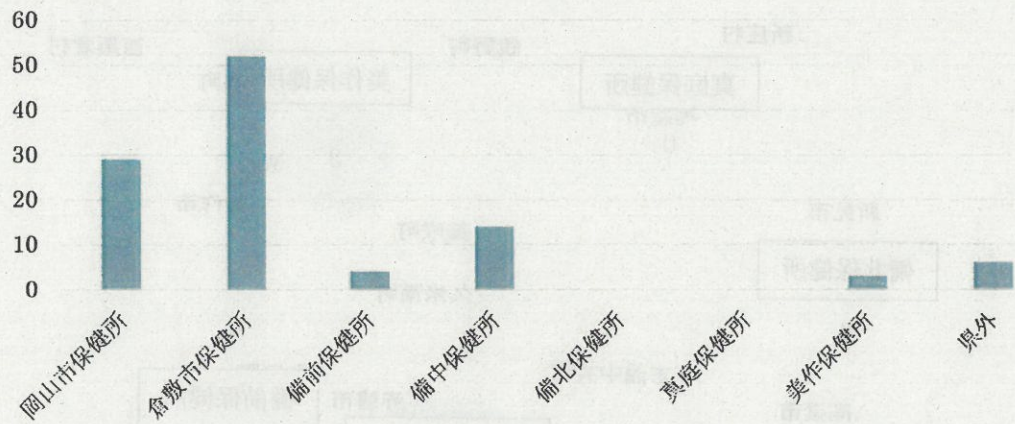


在宅人工呼吸指導管理料
算定児 受診医療機関

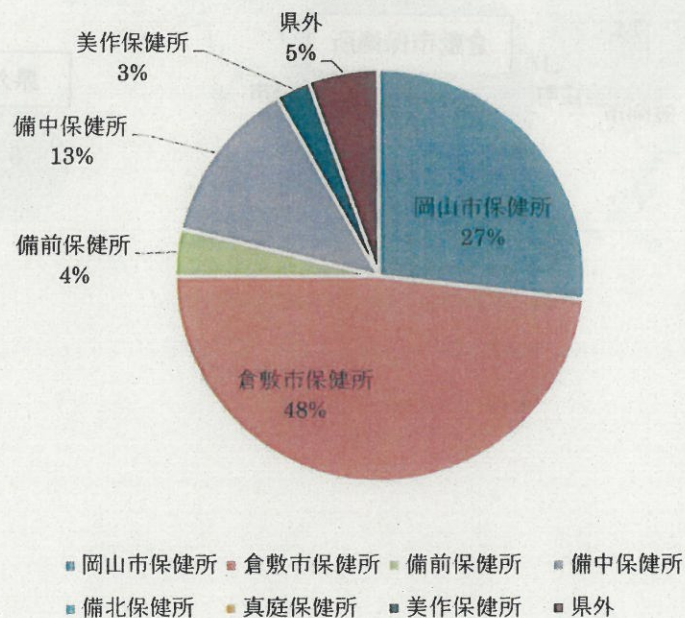


○ 在宅人工呼吸指導管理料を算定している児の居住地は、岡山市保健所管内と倉敷市保健所管内が多く、7割以上であった。

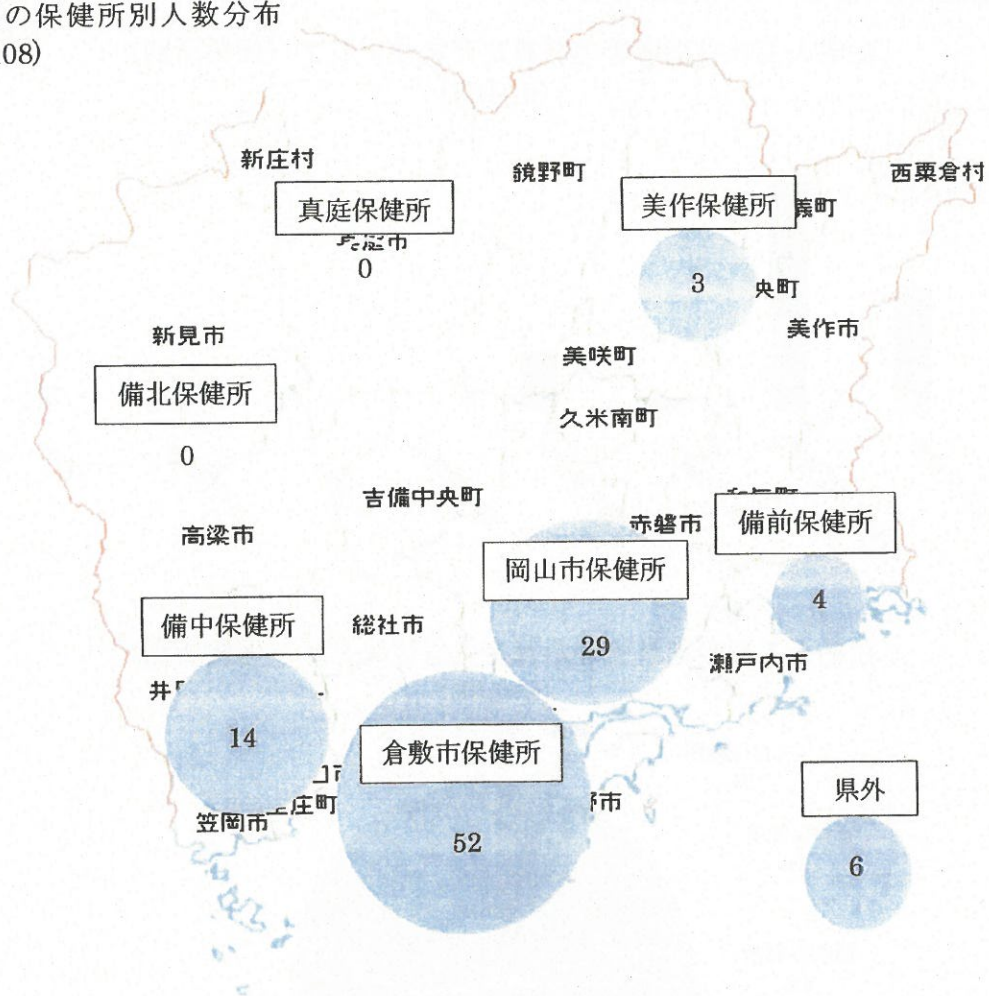
在宅人工呼吸指導管理料算定児居住エリア（保健所別）
(n=108)



在宅人工呼吸指導管理料算定児居住エリア（保健所別）
(n=108)



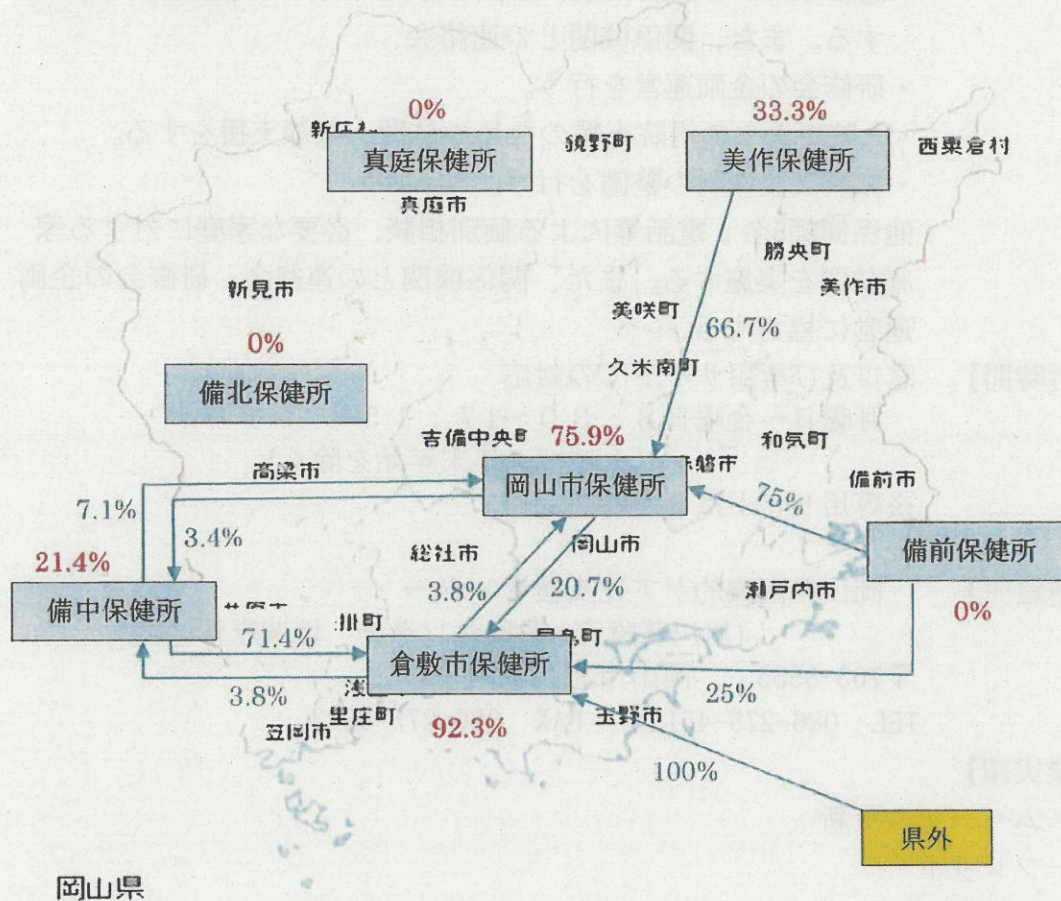
在宅人工呼吸指導管理料算
定児の保健所別人数分布
(n=108)



○ 在宅人工呼吸指導管理料を算定している児は、居住地を所管する保健所管内の医療機関を受診している児がいる一方、管外の医療機関を受診している児もいた。

また、在宅人工呼吸指導管理料を算定している全児 108 人を 100% とすると、居住地を所管する保健所管内の医療機関を受診している児は、68.5% であった。

在宅人工呼吸指導管理料 算定児の受診動向



※各保健所管内に居住する児数全体を 100% として、同保健所管内で医療機関を受診して在宅療養指導管理料を算定する児の割合を **赤字**、管外の医療機関を受診して算定する児の割合を **青字** で表記している。

岡山県医療的ケア児支援センターの運営状況について

- 【指 定】：令和4年4月1日 （福）旭川荘
保健師7名（内 相談支援専門員 7人）
：コーディネーター2名（保健師）：医療的ケア児者専門職員。
・電話等による個別相談、必要な家庭に対する家庭訪問を実施する。また、関係機関との連絡会、
・研修会の企画運営を行う。
・入院中からの退院支援のための訪問、相談支援をする。
・相談支援体制の整備を行う。
：他保健師5名：電話等による個別相談、必要な家庭に対する家庭訪問を実施する。また、関係機関との連絡会、研修会の企画運営に協力する。

- 【受付時間】 窓口及び専用サイトでの対応
月曜日～金曜日 8：30～17：15
（土日祝、年末年始を除く）
※専用サイトは24時間受付

- 【ご連絡先】 岡山県医療的ケア児支援センター
（旭川荘療育・医療センター 地域療育センター内）
〒703-8555 岡山市北区祇園 866
TEL 086-275-4518 FAX 086-275-9323

【事業実績】

- ・ホームページの更新
- ・リーフレット
- ・医ケア実態調査
- ・医療的ケア児支援会議の開催
- ・医療的ケア児家族会の開設準備支援
- ・玉野市障害者自立支援協議会 子供部会参加
- ・浅口市医療的ケア児者家族会 参加
- ・勝英地域自立支援協議会 医療的ケア児等の支援を考える会
- ・中国地域 乳児院看護師研修 講師派遣
- ・岡山県自立支援協議会 医療的ケア児等支援部会参加
- ・医療的ケア児コーディネーター、支援者研修会 講師派遣
- ・医療的ケア児等と家族の安心サポート事業の実施 11人
- ・医療ケアの手技統一会議開催、手順集完成
- ・個別相談

令和5年度 岡山県医療的ケア児等支援センター 相談支援・活動等状況

(報告対象月 令和 5 年 4 月 ～ 令和 6 年 3 月 分)

法人名 : (社福) 旭川荘

1 相談の形態

種 別	医ケア児	医ケア者
電話	181	101
来所	12	9
家庭訪問	22	13
メール	7	14
連絡調整	45	8
その他 (同行・個別支援会議等)	13	7
計	280	152

2 相談支援・活動内容

	医ケア児	医ケア者
本人及び家族への支援	福祉利用	145
	障害理解	3
	健康医療	42
	不安解消	8
	保育教育	14
	家族人間	1
	家計経済	0
	生活技術	0
	就労支援	0
	社会参加	8
	権利擁護	11
	その他	40
関係機関との連絡調整		8
緊急時の支援		0
その他		0
計		280
		152

令和6年度 岡山県医療的ケア児支援センター 相談支援・活動等状況

(報告対象月 令和 6 年 4 月 ～ 令和 6 年 10 月 分)

法人名 : (社福) 旭川荘

1 相談の形態

種 別	医ケア児	医ケア者
電話相談	95	96
来所相談	11	10
家庭訪問	18	11
メール相談	9	7
連絡調整	8	1
その他(同行・個別支援会議等)	16	48
計	157	173

2 相談支援・活動内容

	医ケア児	医ケア者
本人及び家族への支援	福祉利用	107
	障害理解	4
	健康医療	5
	不安解消	1
	保育教育	12
	家族人間	3
	家計経済	1
	生活技術	0
	就労支援	0
	社会参加	1
	権利擁護	0
	その他	12
関係機関との連絡調整		11
緊急時の支援		0
その他		0
計		157
		173

保育所等における医療的ケア児の状況について

保育所・認定こども園

保育対策総合支援事業費補助金（医療的ケア児保育支援事業）

※岡山市は県費補助なし

■令和5年度実績

＜岡山市＞3施設、受入4人（喀痰吸引、経管栄養、酸素吸入、人工呼吸器管理、
インスリンポンプ、インスリン注射）

＜津山市＞1施設、受入1人（胃ろう、喀痰吸引）

【参 考】

＜赤磐市＞1施設、受入1人（胃ろう）

■令和6年度実績見込（市町村担当者から聴取）

＜岡山市＞4施設、受入5人（喀痰吸引、経管栄養、薬剤投与、酸素ボンベ、
インスリンポンプ、インスリン注射）

＜津山市＞1施設、受入1人（胃ろう、喀痰吸引）

＜備前市＞1施設、受入1人（インスリンポンプ）

＜真庭市＞1施設、受入1人（喀痰吸引、経管栄養、酸素吸入、人工呼吸器管理）

【参 考】

＜赤磐市＞1施設、受入1人（胃ろう）

＜早島町＞1施設、受入1人（喀痰吸引、酸素吸入、ネブライザー管理、浣腸）

放課後児童クラブ

子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業（障害児受入強化推進事業））

■令和5年度実績

＜津山市＞1施設、受入1人（喀痰吸引）

■令和6年度実績見込（市町村担当者から聴取）

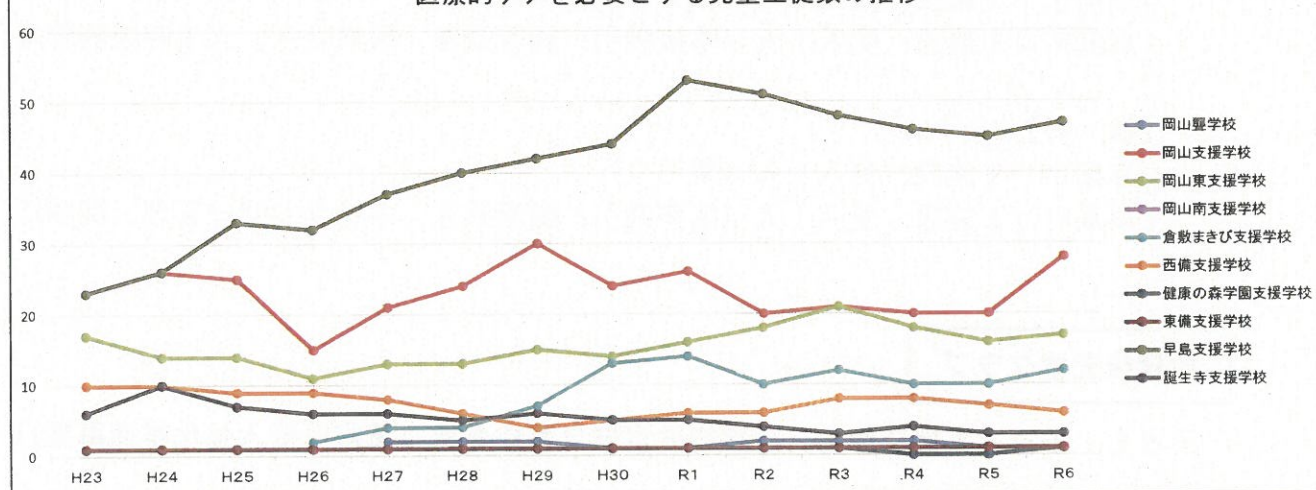
該当なし

令和6年度県立特別支援学校において看護師等に医療的ケアを受けている児童生徒数(5月1日現在)

上段(対象児童生徒数)
下段(うち日常的に医ケアが必要な児童生徒数)

学 校 名	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
岡 山 壱 学 校					2	2	2	1	1	2	2	2	1	1
					(2)	(2)	(2)	(1)	(1)	(2)	(2)	(2)	(1)	(1)
岡 山 支 援 学 校	23	26	25	15	21	24	30	24	26	20	21	20	20	28
	(15)	(17)	(16)	(12)	(17)	(19)	(24)	(20)	(22)	(19)	(20)	(19)	(19)	(25)
岡 山 東 支 援 学 校	17	14	14	11	13	13	15	14	16	18	21	18	16	17
	(16)	(13)	(14)	(11)	(12)	(13)	(15)	(14)	(15)	(18)	(19)	(17)	(16)	(17)
岡 山 南 支 援 学 校													1	1
													(1)	(1)
倉敷まきび支援学校				2	4	4	7	13	14	10	12	10	10	12
				(2)	(3)	(4)	(6)	(9)	(12)	(9)	(11)	(10)	(9)	(12)
西 備 支 援 学 校	10	10	9	9	8	6	4	5	6	6	8	7	7	6
	(9)	(8)	(7)	(8)	(5)	(4)	(3)	(3)	(4)	(4)	(5)	(4)	(3)	(3)
健康の森学園支援学校							1	1	1	1	1	0	0	1
							(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(0)	(0)	(1)
東 備 支 援 学 校	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
早 島 支 援 学 校	23	26	33	32	37	40	42	44	53	51	48	46	45	47
	(23)	(26)	(33)	(32)	(36)	(40)	(41)	(42)	(51)	(49)	(46)	(44)	(43)	(45)
誕生寺支援学校	6	10	7	6	6	5	6	5	5	4	3	4	3	3
	(4)	(6)	(3)	(3)	(3)	(3)	(4)	(3)	(4)	(4)	(3)	(3)	(2)	(2)
対 象 人 数	80	87	89	76	92	95	108	108	123	113	117	108	104	117
	(67)	(70)	(73)	(68)	(78)	(85)	(97)	(94)	(111)	(107)	(108)	(100)	(95)	(108)
教 員 医 ケ ア 対 象 人 数	50	52	54	42	33	44	52	57	58	60	54	47	46	64

医療的ケアを必要とする児童生徒数の推移



岡山市の医療的ケア児等支援状況について

R6.12 月

岡山市障害福祉課

I. 協議の場の開催状況について

(1) 岡山市医療的ケア児支援連絡会議

本庁内関係各課の連携や情報共有を目的とする課長会議。

(2) 岡山市自立支援協議会医療的ケア児支援ワーキング会議

岡山市内関係機関の連携会議。本年度2回実施予定。(第1回7/9実施)

II. 医療的ケア児等コーディネーターについて

(1) コーディネーター研修修了者数 81人

(2) 配置人数：6人(岡山市障害者基幹相談支援センターに配置)

III. 医療的ケア児等の支援について

(1) 医療的ケア児等総合支援事業を岡山市障害者基幹相談支援センターに委託。

※岡山市障害者基幹相談支援センター

・医療的ケア児コーディネーターを6人換算で配置。

(業務)自立支援協議会医療的ケア児支援WG開催、運営。

障害福祉の司令塔として、医療的ケア児の専門的な福祉の相談支援。

相談支援専門員・福祉サービス事業所への助言・指導、研修等の人材育成。

医療的ケア児とその家族の支援、関係機関連携、コーディネート支援等

(2) 医療的ケア児等一時預かり事業

〈目的〉家族の負担軽減・レスパイトや就労を支える観点から一時的に預かる環境を整備。

〈対象〉医療的ケア児・重症心身障害児で、児童発達支援・放課後デイサービスの支給決定を受けている障害児

R6～ 関係支援機関と調整中。

(3) 医療的ケア児保育支援事業

【公立】R5年4月～市立保育園・認定こども園・幼稚園における医療的ケア児受入開始。

〈対象者〉3歳児クラス以上を基本

〈現在の公立園受入れ状況〉保育園1名、認定こども園1名、幼稚園1名

【私立】2園で受け入れ

(4) 災害時対策

・R6から非常用電源や避難所について、危機管理室を中心に庁内関係課が話し合いを始めたところ。

・防災対策について、医療的ケア児支援ワーキング会議にて情報共有をしたり、研修会を開催。

倉敷市の医療的ケア児等支援状況について

倉敷市障がい福祉課

●倉敷市内医療的ケア児の概況

医療的ケア児人数：62人（R6. 8月末時点）

※把握方法：障がい福祉サービス利用状況より

（対象サービス：児発、放デイ、短期入所、日中一時支援）

●協議の場

既存の協議会である「倉敷地区重症児・者の在宅医療を考える会」を医療的ケア児等支援の協議の場としている。

「倉敷地区重症児・者の在宅医療を考える会」構成機関：

南岡山医療センター 倉敷成人病センター 川崎医科大学付属病院

つばさクリニック 倉敷中央病院 訪問看護事業所 支援学校

倉敷地域基幹相談支援センター 倉敷市保健所

倉敷市総合療育相談センターゆめばる 倉敷市障がい福祉課

※機関は議題によって変更あり

※令和5年度「倉敷地区重症児・者の在宅医療を考える会」研修会実施

令和6年1月27日（土）

○現在、倉敷地域にて協議の場について改めて検討している。

令和6年度倉敷地域医療的ケア児支援ワーキング会議 ※今年度4回実施予定

議 題：医療的ケア児支援体制と協議の場の在り方について

・第1回：令和6年7月23日

・第2回：令和6年9月24日

参 加：医療機関 訪問看護事業所 児童発達支援センター

地域生活支援事業Ⅰ型 障害児相談支援事業所

基幹相談支援センター

倉敷市総合療育相談センターゆめばる 倉敷市障がい福祉課

●医療的ケア児等コーディネーターの配置

配置人数：20人

（倉敷地域基幹相談支援センター、地域生活支援事業Ⅰ型における研修修了者）

●レスパイトサービス拡大促進事業

令和5年度予算：14,000,000円

令和6年度予算：19,000,000円

要配慮者の防災に関するアンケート集計（当事者・当事者家族による回答）

回答数71件

2024年8月

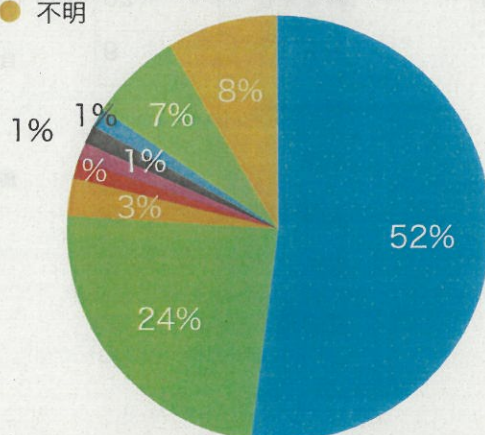
アンケート期間2024年5月～7月

当事者のアンケートはGoogleフォーム42件 紙のアンケート29件

住所地

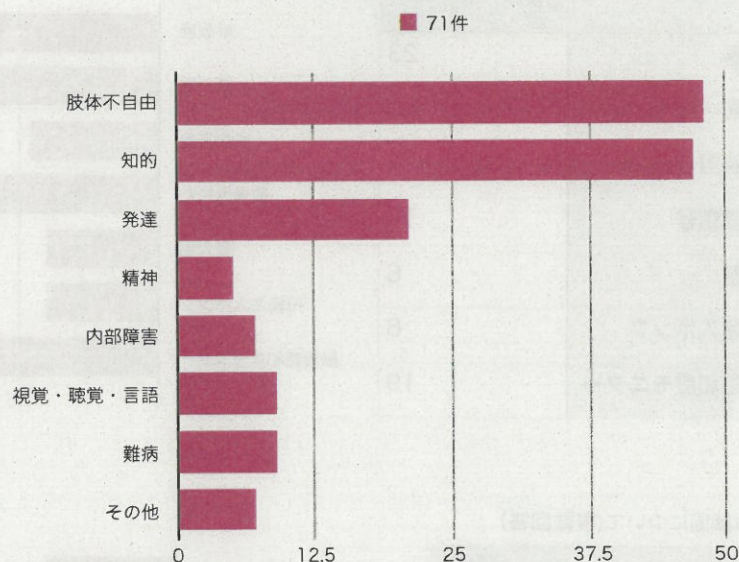
71件	
岡山市	37
倉敷市	17
総社市	2
早島町	1
井原市	1
津山市	1
瀬戸内市	1
県外	5
不明	6

● 岡山市 ● 倉敷市 ● 総社市 ● 早島町
● 井原市 ● 津山市 ● 瀬戸内市 ● 県外
● 不明



障がい種別（複数回答）

71件	
肢体不自由	48
知的	47
発達	21
精神	5
内部障害	7
視覚・聴覚・言語	9
難病	9
その他	7



重複障がいについて

肢体と知的の重複障がい（24件）、肢体と知的と発達の重複（8件）、
 知的と発達の重複（4件）、肢体と発達の重複（3件）

移動手段

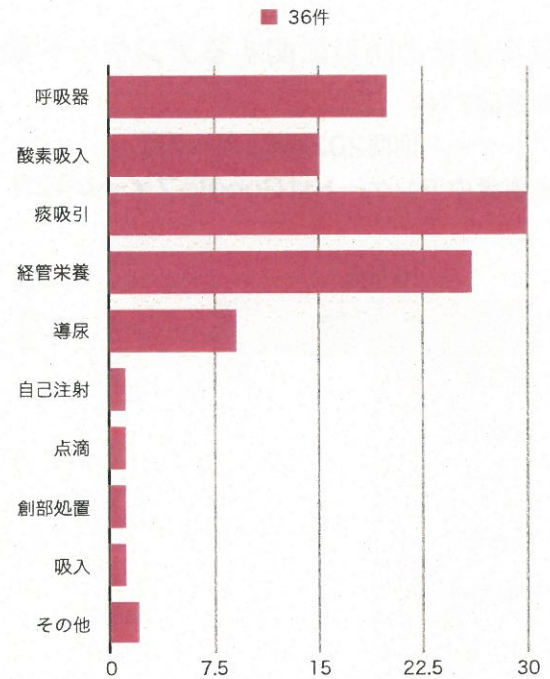
70件	
車椅子・バギー	49
杖・歩行器など	1
歩行	22

医療的ケアの頻度

41件	
常時	30
時々	1
体調悪化時等	8
その他	2

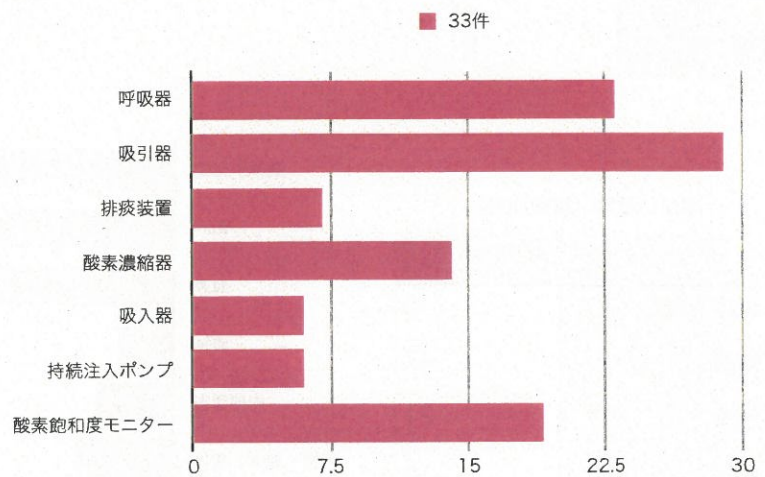
医療的ケア（複数回答）

36件	
呼吸器	20
酸素吸入	15
痰吸引	30
経管栄養	26
導尿	9
自己注射	1
点滴	1
創部処置	1
吸入	1
その他	2



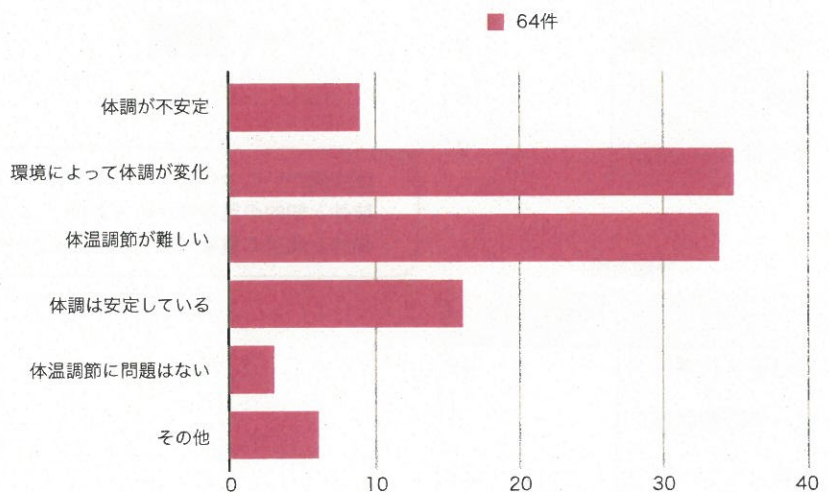
電源が必要な医療機器の使用（複数回答）

33件	
呼吸器	23
吸引器	29
排痰装置	7
酸素濃縮器	14
吸入器	6
持続注入ポンプ	6
酸素飽和度モニター	19



体調面について(複数回答)

64件	
体調が不安定	9
環境によって体調が変化	35
体温調節が難しい	34
体調は安定している	16
体温調節に問題はない	3
その他	6

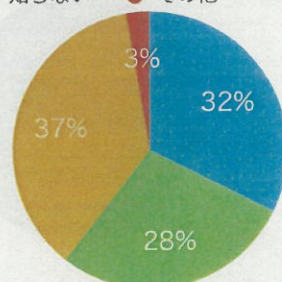


1. 個別避難計画書について

個別避難計画書について

71件	
知っている	23
聞いたことがある	20
知らない	26
その他	2

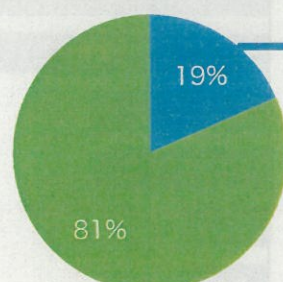
● 知っている ● 聞いたことがある
● 知らない ● その他



計画書を作成しているか？

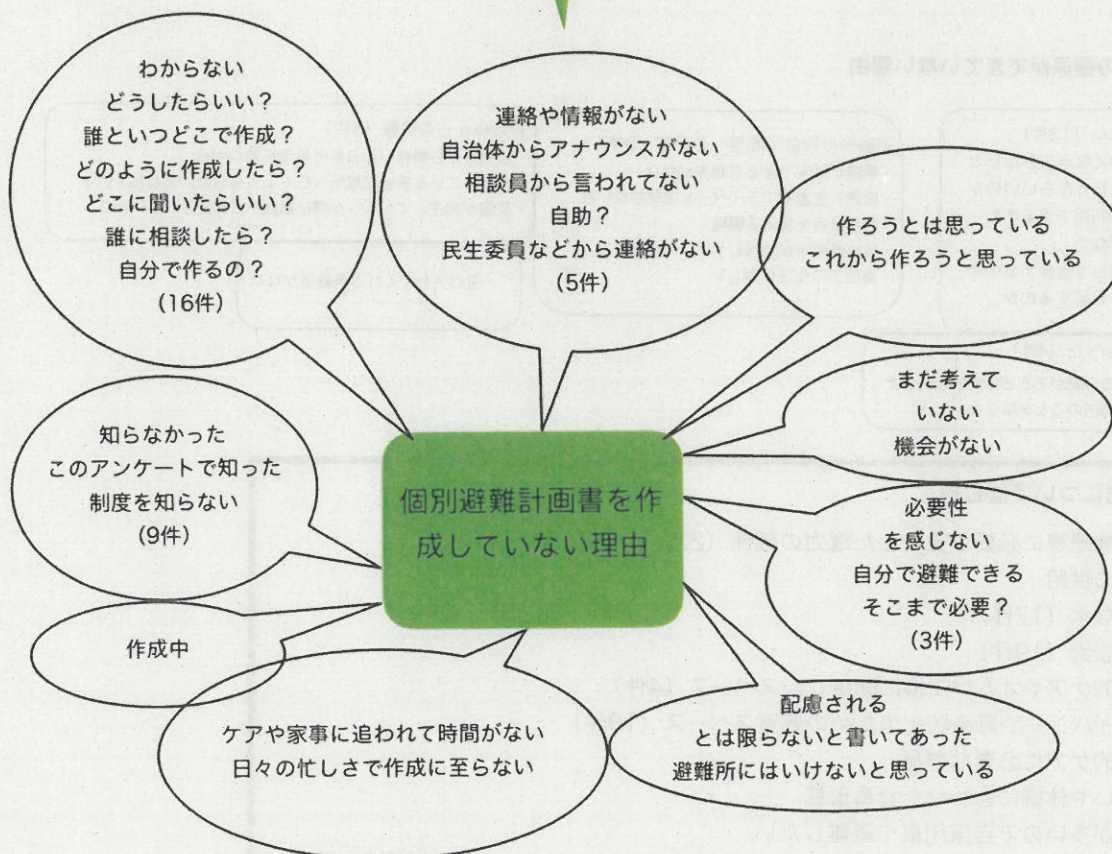
70件	
作成している	13
作成していない	57

● 作成している ● 作成していない

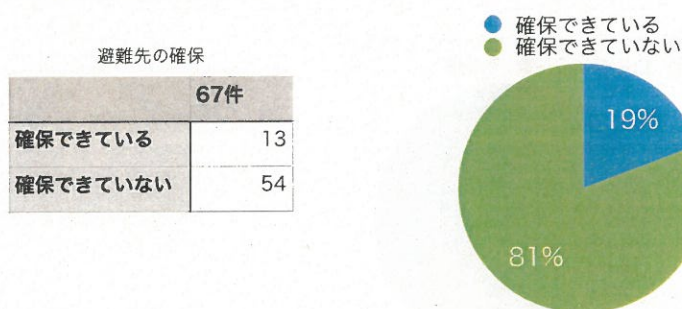


誰が主となって作成したか？

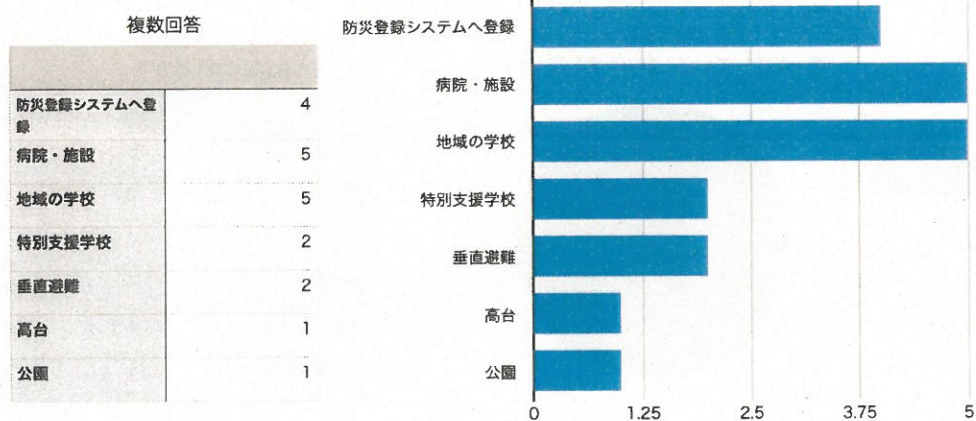
13件	
相談支援専門員	3
ケアマネジャー	0
本人・家族	4
保健師	4
障がい福祉課	1
民生委員など	1



2.避難先の確保について



避難先として



避難先の確保ができていない理由

わからない (13件)

- ・ その時になってみないと
- ・ どこへ行ったらいいのか
- ・ 実際に利用できるのか
- ・ 情報がない
- ・ どうやって確保するのか
- ・ どこに相談するのか

避難所の設備や環境への不安 (5件)

- ・ 電源が確保できる避難先がない
- ・ 電源や空調やプライベート空間がないと
- ・ 医療機器を使える環境
- ・ 福祉避難所が利用しやすいと思えない
- ・ 集団での生活は難しい

自治体からの情報 (5件)

- ・ 自治体から情報があるまで指示を待つから
- ・ 開設している福祉避難所へ行くよう自治体に言われている
- ・ 災害が発生してからしか福祉避難所が開設されないから

- ・ 受け入れてくれる避難所がない

知らなかった (4件)

- ・ 確保する必要があるとは知らなかった
- ・ 福祉避難所のことを知らなかった

避難先について望む事

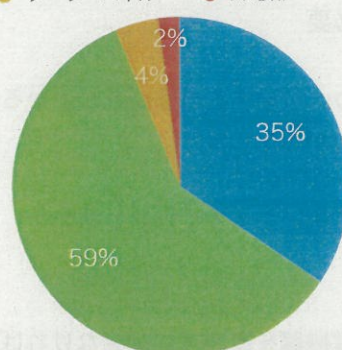
- ・ 医療機器等に必要な安定した電力の確保 (22件)
- ・ 酸素の供給
- ・ 清潔な水 (17件)
- ・ 空調設備 (19件)
- ・ 医療的ケアやオムツ交換に配慮したスペース (4件)
- ・ プライバシーや感染防止のための個室スペース (19件)
- ・ 医療的ケアに必要な物品
- ・ 障がいや体調に合わせた食事形態
- ・ 荷物が多いので自家用車で避難したい

3.非常用電源の確保について (医療機器を使用の要電源の方の回答)

非常用電源の確保 (複数回答)

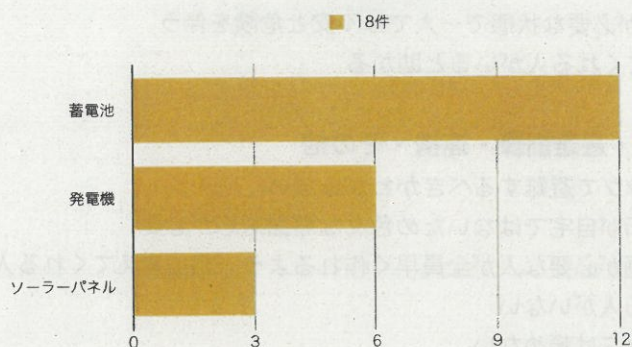
49件	
準備している	17
準備していない	29
ソーラーパネル	2
充電器	1

● 準備している
● ソーラーパネル
● 準備していない
● 充電器



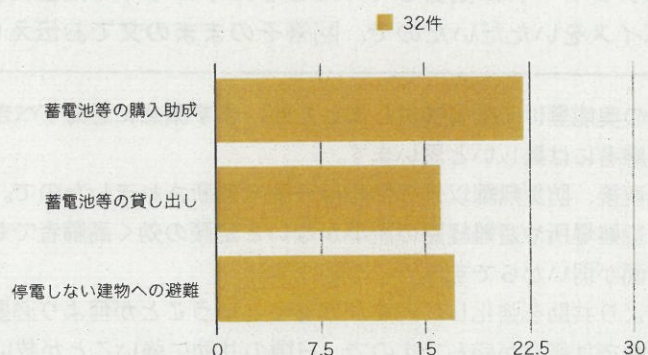
どのような電源を確保？
(複数回答)

18件	
蓄電池	12
発電機	6
ソーラーパネル	3



電源の確保のために望む支援 (複数回答)

32件	
蓄電池等の購入助成	22
蓄電池等の貸し出し	16
停電しない建物への避難	17



4.要配慮者の逃げ遅れを防ぐためには何が問題でどのようなことが必要だと思いますか？

避難所

- ・人工呼吸器や酸素を必要とする人が電力や酸素や水をすぐに確保できて、安心して避難できる所が身近な地域に必要
- ・福祉避難所を早期に開設
- ・医療機器を準備して大雨の中避難するのは時間がかかるるので開設情報を早めにしてほしい
- ・近くに福祉避難所があるのかわからない
- ・プライバシーの確保
- ・通っている福祉施設が避難所になってくれると助かる

移動

- ・短時間で本人や多くの医療機器を車椅子に載せなければならず家から出られないかもしれない
- ・必要な荷物が多くて自宅にとどまるしかない
- ・バギーで移動できなければ避難は困難
- ・24時間介護が必要な状態で一人では不安と危険を伴う
- ・移動を助けてくれる人がいると助かる

個別避難計画・避難訓練・連携・その他

- ・どのタイミングで避難するべきかわからない
- ・日中の居場所が自宅ではないため色々な場面对応が必要
- ・個別避難計画が必要な人が全員早く作れるよう一緒に考えてくれる人が多くなってほしい
- ・近所に頼める人がいない
- ・当事者個人からは頼めない
- ・自治体や地域の人に本人や家族のことを知ってもらいつながっていききたい
- ・直接助けてくれなくても応援を呼んでくれる人を作る
- ・避難訓練をやってみて問題点を考えて訓練を重ねたい

今回のアンケートに回答してくださった中に今年の元旦に能登で被災された方からの実体験とアドバイスをいただいたので、回答そのままの文でお伝えします。

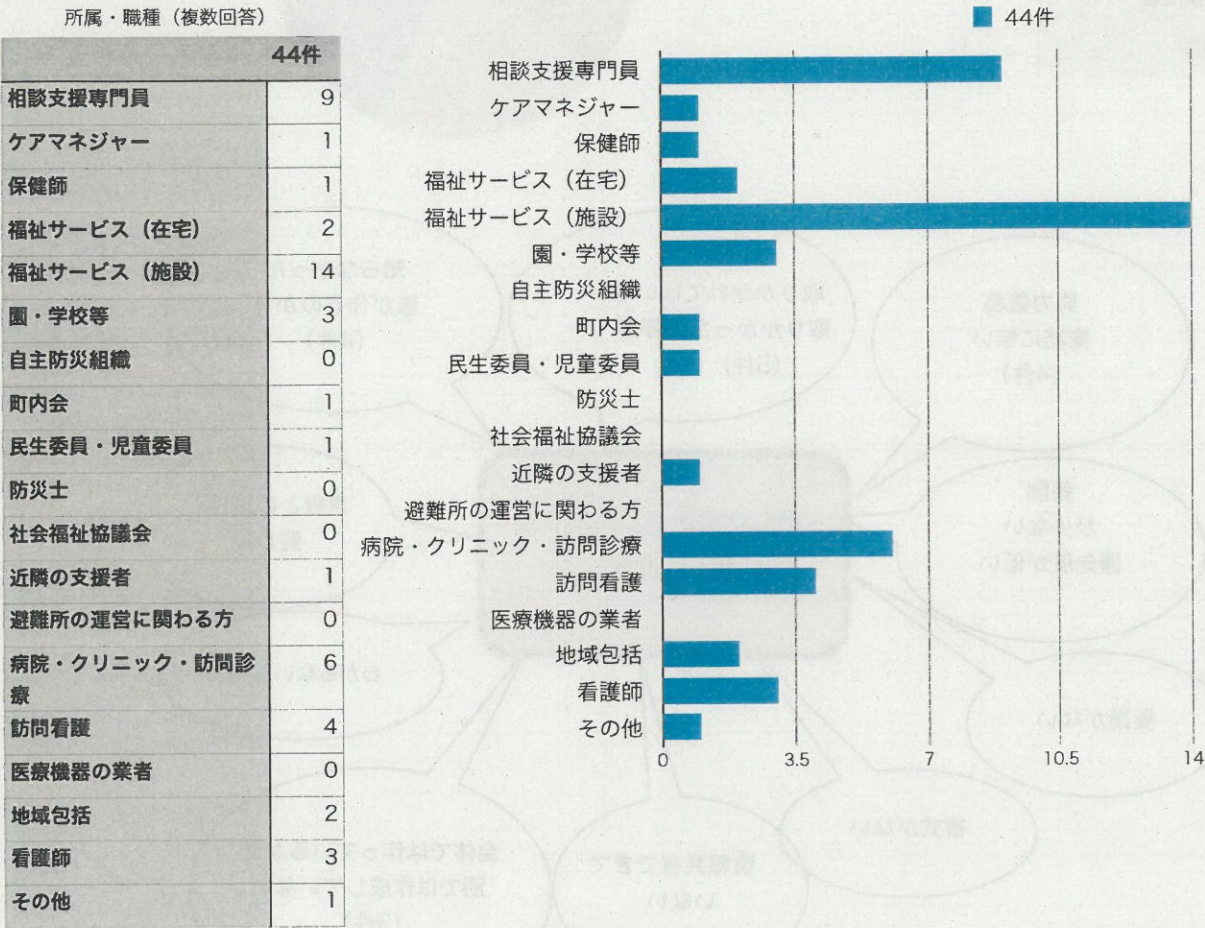
「実家の奥能登にて帰省被災しましたが、まず緊急に避難すべき事態であるかどうかの判断が要配慮者には難しいと思います。
発災直後、防災無線以外の情報は一瞬で遮断されましたので。
また避難場所や避難経路の誘導がないと足腰の効く高齢者でも難しいです。
判断面が弱いからです。
日頃より共助を強化し、声をかけあうということが何より必要と感じました。
(能登では祭りが盛んですので、日頃の共助に強いことが救いでした)
また避難所はプライベート空間は皆無、津波を警戒しながら自宅に自家用車を取りに戻った方もたくさんいました。
知的発達障害など、プライベート空間が必要な方には過さずのが辛い場であるなあと感じました。」

要配慮者の防災に関するアンケートまとめ（支援者による回答）

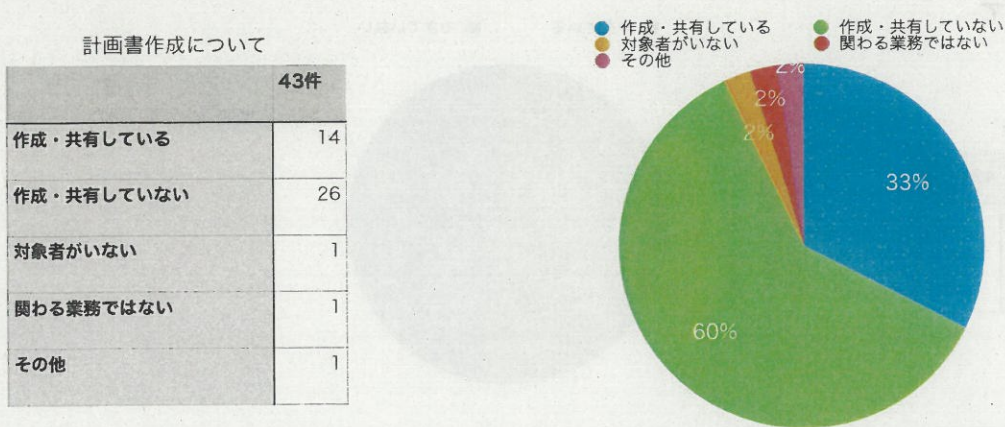
回答44件
アンケート期間2024年5月～7月
支援者に関するアンケートはGoogleフォームにて回収

2024年8月

回答者の所属・職種について

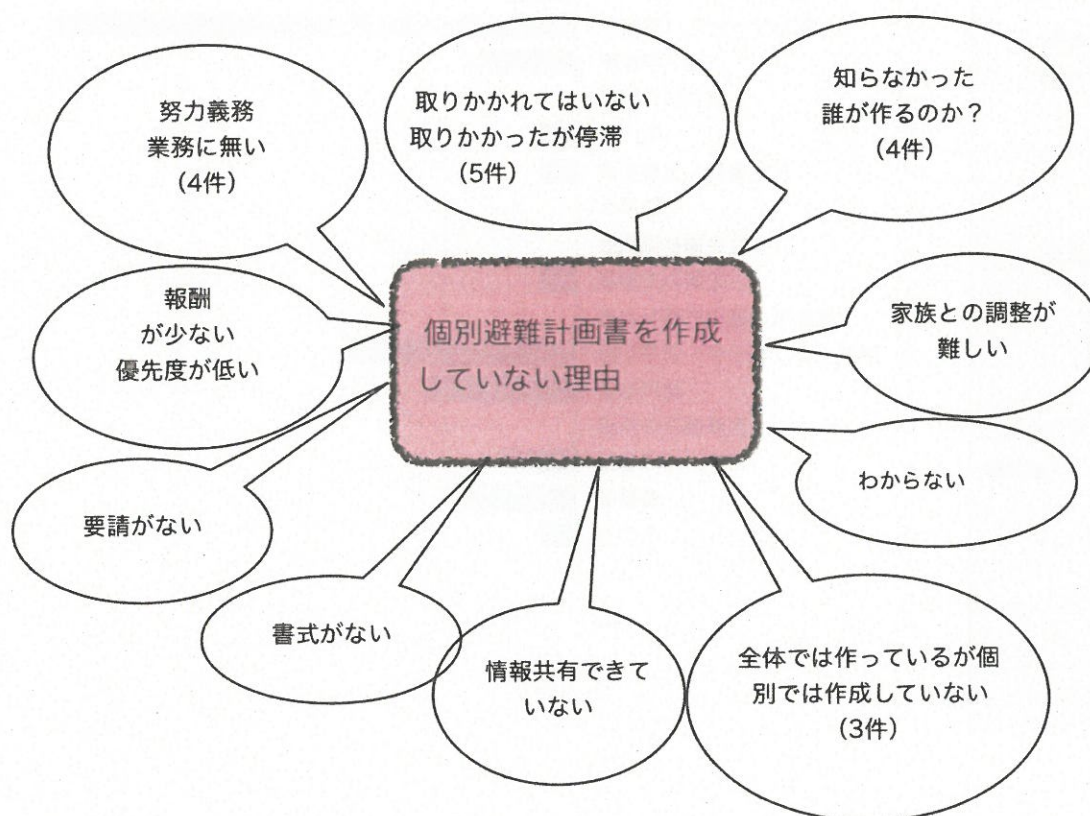
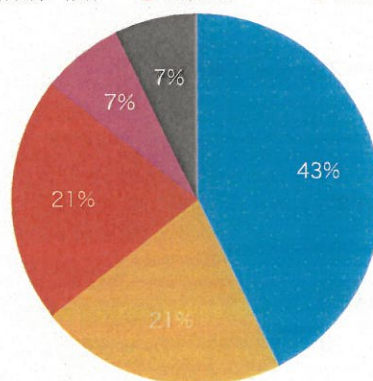


1.個別避難計画書作成について



主な作成者	
14件	
相談支援専門員	6
ケアマネジャー	0
本人・家族	3
保健師・行政	3
近隣住民	1
施設	1

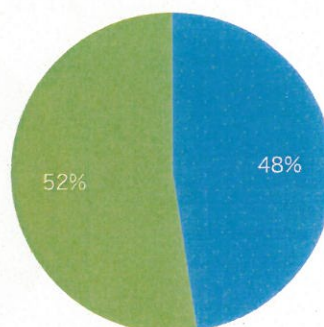
● 相談支援専門員 ● ケアマネジャー ● 本人・家族
● 保健師・行政 ● 近隣住民 ● 施設



2.避難先の確保について

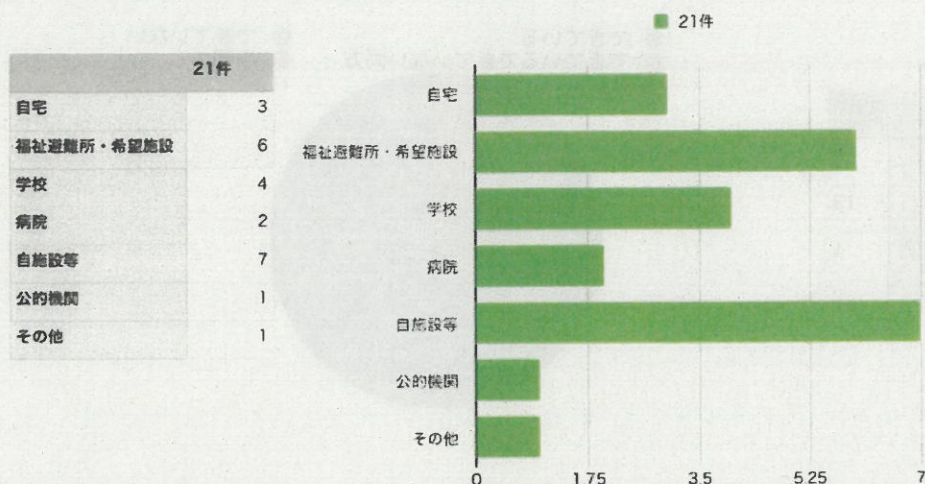
避難先の確保	
42件	
できている	20
できていない	22

● できている ● できていない



避難先として (複数回答)

自施設での受け入れや施設内での垂直避難の回答が多かった。次いで福祉避難所・希望している施設への避難が多かった。



避難先が確保できていない理由

情報も含め避難所の把握ができていない（5件）、避難先の環境や過ごし方の問題（3件）、家族の考え（2件）、避難先がない、受け皿がない、移動が困難なため、模索中などの回答が1件ずつあった。

避難先について望むこと

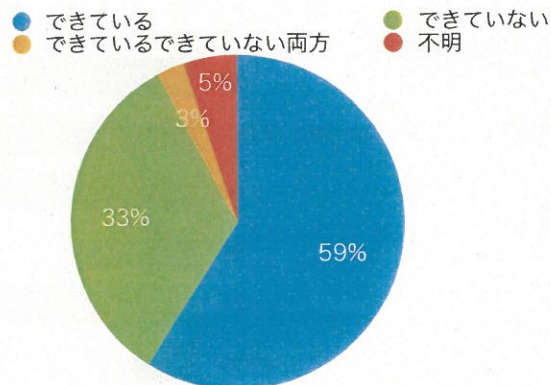
早い段階での避難所の開放や避難所の開設時期や受け入れ対象者などの情報が欲しい（6件）に次いで電源の確保（医療機器使用を含む）や清潔な水の確保（5件）、避難のタイミングが難しい、障がいに合わせて環境を整えた避難所を充実させてほしい、自治体と住民と専門家の連携、住んでいる地域で対応、医療と介護のマンパワーの確保、移動に関する支援やハード面の整備、家族と一緒に避難したい、プライバシーが保てるなどの要望があった。

避難に関する支援者としての意見

- ・ 早い段階での避難所開設と電源確保ができるようにしてほしい
- ・ 圧倒的に受け皿がないから避難先の確保ができていない
- ・ 受け皿を多く作ることを自治体と住民と専門家が一緒に検討する
- ・ 避難先での過ごし方に不安を感じている家族が多い
- ・ 地域の避難所で過ごせる環境を整えてほしい
- ・ 医療的ケアが必要な方をスムーズに受け入れる体制を考えてほしい
- ・ 行政主導で体制作りを行わなければ民間に調整を依頼するのは困難ではないか
- ・ 福祉避難所の充実と増設が必要だと思う
- ・ いつから開設しているかどんな方を対象に受け入れるかを明確にしてほしい（通知する方法の拡充も）
- ・ 連絡を確実に取る方法がない

3.非常用電源の確保について

非常用電源の確保	
	39件
できている	23
できていない	13
できているできていない両方	1
不明	2



どのような方法で電源を確保しているか？（複数回答）

22件	
蓄電池	14
発電機	11
自家発電	1
その他	2

どのような方法で電源確保することが望ましいか？（複数回答）

16件	
蓄電池等購入のための助成	12
蓄電池等の貸し出し	12
停電しない建物への避難	9
その他	1

要配慮者の逃げ遅れを防ぐためには何が問題でどのようなことが必要か？について

大きく分けて

連携（16件）・避難所（11件）・移動（10件）・防災に関する意識（6件）
 ・マンパワー（5件）・平時の訓練（3件）・計画書（2件）・諦め（2件）・電源（1件）
 についての回答があった。

連携：地域との関わりや周知、個人情報どこまで開示するか、当事者が拒む、高齢化、
 自治体や地域との連携については必要だが難しい

避難所：福祉避難所の整備、発達障害などで避難所へ行けない、周囲の理解、
 受け入れてくれる避難所、公的な建物への避難、どこへ避難するべきか
 受け入れる側としてもどのくらいどんな人がくるのか

マンパワー：避難するときにも家族だけでは困難、近所も高齢者が多い、避難所にも人が必要

移動：福祉車両など移動のための車を持っていない、道の被害状況、避難所まで行けない

意識：当事者も支援者も防災に関する意識を高める

訓練：地域を巻き込んだ避難訓練

計画書：綿密な個別避難計画ができていない、計画作成の業務量に対し報酬が低く負担が大きい

諦め：発達障害などで避難をあきらめている、道中の被害状況の把握ができずあきらめている

電源：各個人で必要な電源の確保

4.要配慮者の逃げ遅れを防ぐためには何が問題でどのようなことが必要だと思いますか？

(連携)

- ・実際に災害時は本当に連携ができるのか不安
- ・自治体との協力や連携の難しさ
- ・賃貸も増え町内会未加入の人も多い
- ・把握されていない住民が増えている
- ・日頃から近隣と付き合いのある方の方が少ないのが現状
- ・近所も高齢者世帯が多くて頼めない
- ・地域の方との繋がり徐徐に築けつつあるが地域が高齢者の方が多い現状がある
- ・近所の協力を得るための情報開示と提示をどのくらいするかなど平時の取り組み
- ・本人と家族のことをたくさんの人で知っていることがまず大切だと思う
- ・地域が要配慮者の存在を把握認識する必要がある
- ・普段から町内会や民生委員の方との連携をとっておくことが必要ではないのか

(避難所)

- ・避難所に確実に受け入れてもらえるという安心がほしい
- ・災害の緊急度に関わらず本人及び家族が安心して過ごせる場所の提供
- ・安心して逃げられる避難所のハードとソフト環境づくり
- ・ふれあいセンターや市役所などの部屋を開放するなど
- ・災害の種類にもよるが避難先が近くにあれば自宅に残る判断はしないのではないか
- ・福祉避難所の整備
- ・避難先での周囲の理解への不安

(移動)

- ・避難するには介助者が必要で家族だけでは難しい
- ・避難所までの移動に困難がある
- ・避難先まで車での移動になると道中の被害状況を予測しにくいのであきらめている
- ・車がない方の移動手段

(電源)

- ・各個人に必要な機器電源を確保してほしい

(意識)

- ・予め避難できるように当事者の意識と受け入れ側の意識
- ・災害時のことを考えている方が少ない

(計画書)

- ・災害時を想定した綿密な計画作成ができていないことが問題

(訓練)

- ・地域も巻き込んだ避難訓練

その他のご意見

- 「町内会や民生委員との連携も取れていない方が多く、家族も高齢で車椅子でないと移動ができないが福祉車両を持っていない方もいる。」
- 「地域全体でこのような取り組みについて理解を得られるような活動を行政も一緒になって官民で行うべきと考える。」
- 「避難所の設備として自施設に避難して来られる方が何人くらい来られるかと、その方々の必要とされているケアは何なのかや誰がどこへ避難するのかなど、どうすれば安全に避難できるのか分からないことが多い。」
- 「定期的な訓練と職員の災害発生時の備えに対する意識向上のための施策が必要だと思う。」
- 「日頃からハザードマップで避難先に行くルート把握しておく。」
- 「障がいに対するネガティブイメージが強く本人ないし家族が協力を拒む。」
- 「個別避難計画作成について業務量に対しての報酬が低く負担が大きい。」
- 「話ができる方とできにくい方がいる。」
- 「自閉症のある子供がいる家庭では避難所では過ごせないと考えて危険でも自宅に留まる可能性が高い。」

要配慮者の防災に関するアンケートまとめ

2024年11月

【支援者回答44件 2024年5～7月 Googleフォームにて回収】

- ・回答44件のうち所属・職種については福祉サービス16件、相談支援専門員9件、医療機関6件
- ・個別避難計画書の「作成・共有できている」14件（33%）、「作成・共有していない」26件（60%）
主な作成者については「相談支援専門員」6件、「本人・家族」3件、「保健師・行政」3件
- ・避難先の確保が「できている」20件（48%）、「できていない」22件（52%）

避難に関する支援者としての意見

- ・早い段階での避難所開設と電源確保ができるようにしてほしい
- ・圧倒的に受け皿がないから避難先の確保ができていない
- ・受け皿を多く作ることを自治体と住民と専門家が一緒に検討する
- ・避難先での過ごし方に不安を感じている家族が多い
- ・地域の避難所で過ごせる環境を整えてほしい
- ・医療的ケアが必要な方をスムーズに受け入れる体制を考えてほしい
- ・行政主導で体制作りを行わなければ民間に調整を依頼するのは困難ではないか
- ・福祉避難所の充実と増設が必要だと思う
- ・いつから開設しているかどんな方を対象に受け入れるかを明確にしてほしい（通知方法の拡充も）
- ・連絡を確実に取る方法がない

- ・非常用電源の確保については、「確保できている」が6割で蓄電池を用意しているとの回答が多かった。

要配慮者の逃げ遅れを防ぐためには

連携：地域との関わりや周知が必要、個人情報どこまで開示するのか、高齢化の問題

自治体や地域との連携については必要だが難しい

避難所：福祉避難所の整備が必要、発達障がいなどで避難所へ行くことができない、周囲の理解が必要

受け入れてくれる避難所が必要、公的な建物への避難ができれば、どこへ避難すべきか悩む

受け入れ側としてもどのくらいどんな人を受け入れなければならないのか見当がつかない

マンパワー：避難するときにも家族だけでは困難、近所も高齢者が多い、避難所にも人が必要

移動：福祉車両を持っていない人も、道路の被害状況がわからない、避難所まで行けるのか

意識：当事者も支援者も防災に関する意識を高める必要がある

訓練：地域を巻き込んだ避難訓練が必要

計画書：綿密な個別避難計画ができていない、計画作成の業務量に対し報酬が低く負担が大きい

諦め：発達障がいなどもあり避難を諦めている、道中の被害状況の把握ができず諦めている

電源：各個人で必要な電源の確保が必要

【当事者回答71件 アンケート期間2024年5～7月 Googleフォーム42件紙アンケート29件】

- ・岡山市37件、倉敷市17件、その他の県内市町村6件、県外5件、不明6件
- ・障がい種別 肢体不自由48件、知的47件、発達21件、精神5件、内部障がい7件、視覚・聴覚・言語9件
難病9件、その他7件 重複障がいについても多数あり
- ・医療的ケア 呼吸器20件、酸素吸入15件、痰吸引30件、経管栄養26件、導尿9件
自己注射・点滴・創部処置・吸入がそれぞれ1件
- ・電源が必要な医療機器 呼吸器23件、吸引器29件、排痰装置7件、酸素濃縮器14件、吸入器6件
持続注入ポンプ6件、酸素飽和度モニター19件
- ・体調 体調が不安定9件、環境によって体調が変化35件 体温調節が難しい34件、安定している16件

- ・個別避難計画 知っている23件、聞いたことがある20件、知らない26件
- ・個別避難計画の作成 作成している13件（19%）、作成していない57件（81%）
- ・個別避難計画を作成していない主な理由
わからない（誰といつどこで作成？）、情報がない（自治体や相談支援、民生委員から連絡がない）、知らなかった、ケアや家事に追われて時間がない
- ・避難先の確保について
確保できている13件（19%）、確保できていない54（81%）

避難先に望むこと

- ・医療機器などに必要な安定した電力の確保
- ・酸素の供給
- ・清潔な水
- ・空調設備
- ・医療的ケアやオムツ交換に配慮したスペース
- ・プライバシーや感染防止のための個室スペース
- ・医療的ケアに必要な物品
- ・障がいや体調に合わせた食事形態
- ・荷物が多いので自家用車で避難したい

- ・非常用電源の確保については6割の人が準備できておらず、蓄電池等の購入助成の希望者が多かった。

要配慮者の逃げ遅れを防ぐためには

避難所：人工呼吸器や酸素を必要とする人が電力や酸素や水をすぐに確保できて、安心して避難できる所が身近な地域に必要。福祉避難所を早期に開設する必要がある。開設情報が早めにほしい。

移動：本人の移動だけでも大変で、必要な荷物が多いので助けが必要。

個別避難計画書・避難訓練・連携・その他

- ・どのタイミングで避難すべきかわからない
- ・個別避難計画が必要な人全員に早く作れるよう一緒に考えてくれる人が増えてほしい
- ・近所に頼める人がいないし当事者からは頼みづらい
- ・自治体や地域の人に本人や家族のことを知ってもらい、つながっていききたい。
- ・避難訓練をやってみて、問題点を考えて訓練を重ねたい。

能登で被災された方の回答（本文そのまま）

「実家の奥能登にて帰省被災しましたが、まず緊急に避難すべき事態であるかどうかの判断が要配慮者には難しいと思います。

発災直後、防災無線以外の情報は一瞬で遮断されましたので。

また避難場所や避難経路の誘導がないと足腰の効く高齢者でも難しいです。

判断面が弱いからです。

日頃より共助を強化し、声をかけあうということが何より必要と感じました。

（能登では祭りが盛んですので、日頃の共助に強いことが救いでした）

また避難所はプライベート空間は皆無、津波を警戒しながら自宅に自家用車を取りに戻った方もたくさんいました。

知的発達障害など、プライベート空間が必要な方には過ごすのが辛い場であるなあと感じました。」

岡 訪 連 協 第 3 6 号
令和 6 年 1 2 月 5 日

各 位

一般社団法人 岡山県訪問看護ステーション連絡協議会
会 長 菅 崎 仁 美 (公印省略)

令和 6 年度岡山県小児訪問看護拡充事業 (県委託)
小児の訪問看護に携わる多職種情報交換会 (公開講座)

時下、ますますご壮健にご活躍のこととお慶び申し上げます。
平素より、当会の活動に対しまして格別のご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。
この度、小児患者・医療的ケア児が在宅でよりよい生活を送ることができるよう、訪問看護に関係する行政や支援事業所、医療職・学校関係者等の方々との連携の強化を目的に交流会を計画しました。
お忙しい中とは存じますが、是非、多くの関係者の皆さまに参加いただきますようご案内申し上げます。

記

- 1 日 時 令和 7 年 2 月 2 7 日 (木) 9 : 3 0 ~ 1 2 : 3 0
- 2 会 場 岡山県看護会館 4 階 マスカットホール
- 3 目 的 小児患者・医療的ケア児が在宅でよりよく生活するために、訪問看護に係る行政や支援事業所、医療職・学校関係者等と連携の強化ができる。
- 4 対 象 小児訪問看護に関わる行政職員、相談支援専門員、看護師を含む医療職、学校関係者等
- 5 定 員 6 0 名
- 6 プログラム 別添のとおり
- 7 そ の 他 締切後、決定通知、注意事項等を FAX または E-mail にてお送りいたします。

参加申込書 (〆切: 令和 7 年 2 月 5 日)

事業所名			
住所	(〒)		
連絡先	TEL FAX E-mail		
ふりがな 氏 名	職 種 ()		職 種 ()
参加方法	会場	駐車場申込(有料)	車種・色 () No. () ※当日券売機にて駐車券を購入し車内にご提示ください。

申込・問合せ先 〒700-0805 岡山市北区兵団 4-39
岡山県訪問看護ステーション連絡協議会 (担当 吉田)
TEL: 086-238-6688

FAX送信先: 086 - 238 - 6681 ※送付状不要
(岡山県訪問看護ステーション連絡協議会)

公開講座

岡山県訪問看護ステーション連絡協議会主催
令和6年度岡山県小児訪問看護拡充事業(県委託)

小児訪問看護に携わる多職種情報交換会 「子どもたちの暮らしを支える連携」

日 時 令和7年2月27日(木)9:30~12:30

会 場 岡山県看護会館4階 マスカットホール(参集)

《目 的》 小児患者・医療的ケア児が在宅でよりよく生活するために、訪問看護に関係する行政や支援事業所、医療職・学校関係者等と連携の強化ができる。

《目 標》 1.在宅療養児に関わるそれぞれの役割を理解する。
2.小児の在宅療養支援への連携について理解を深め効果的な連携の在り方を考える。

《対象者》 小児訪問看護に関わる行政職員、相談支援専門員、看護師を含む医療職、学校関係者 等

《プログラム》

9:25 オリエンテーション

9:30 開会

9:35 情報提供

テーマ「在宅療養児への支援の実際」

1.医療機関の看護師の立場から

独立行政法人国立病院機構岡山医療センター

藤本 真理子

2.相談支援専門員の立場から

旭川荘旭川児童院地域療育センター

浅原 成美

3.訪問看護師の立場から

こども訪問看護ステーションゆい

山崎 真弓

4.デイサービスの立場から

社会福祉法人クムレおうちだ

尾崎 暁代

10:55 休憩

11:05 グループワーク

テーマ「これからの多職種連携」

12:05 発表、まとめ

12:25 閉会



岡山県自立支援協議会専門部会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡山県自立支援協議会設置要綱第7条の規定に基づき設置する岡山県自立支援協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(体制)

第2条 専門部会として、次の部会を設置する。

- (1) 人材育成部会
- (2) 就労支援部会
- (3) 医療的ケア児等支援部会
- (4) 強度行動障害支援部会

(所掌事務)

第3条 専門部会の名称と主な協議・検討事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 人材育成部会

- ア 各種研修の企画、実施に関する事項
- イ 市町村の相談支援体制の状況把握、支援策に関する事項
- ウ 県相談支援アドバイザー等の活用に関する事項
- エ 相談支援従事者等の人材育成方策に関する事項

(2) 就労支援部会

- ア 就労支援体制の整備に関する事項
- イ 障害者就業・生活支援センターの取組に関する事項
- ウ 福祉的就労から一般就労への移行に関する事項
- エ 就労継続支援A型事業所の経営改善支援に関する事項
- オ 就労継続支援B型事業所の工賃向上に関する事項

(3) 医療的ケア児等支援部会

- ア 関係機関相互の課題、情報の共有に関する事項
- イ 関係機関相互の連携の強化、支援策に関する事項

(4) 強度行動障害支援部会

- ア 関係機関相互の課題、情報の共有に関する事項
- イ 関係機関相互の連携の強化、支援策に関する事項

(会長及び副会長)

第4条 部会に会長を1人置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

4 会長は、会長に事故あるとき又は欠けたときにその職務を代理するものをあらかじめ指名しておくものとする。

(組織)

第5条 第2条各号に定める各専門部会は、委員25人以内で構成する。

2 部会に必要な応じて臨時委員を置くことができる。

(会議等)

第6条 専門部会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 会長は、部会に属さない者が当該部会に出席し、意見を述べることを申し出たときは、これを許可することができる。

3 専門部会は、第3条に掲げる事項について調査又は検討を行うこととし、その結果は、適時に岡山県自立支援協議会へ報告するものとする。

(作業部会)

第7条 部会での協議をより充実させるため、部会での協議により、作業部会を必要に応じて開催することができるものとする。

2 会長は、専門部会の協議・検討事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、障害福祉課において処理する。

附則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年2月14日から施行する。

附則

この要領は、令和4年5月10日から施行する。

岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会委員名簿
(任期: R6.6.1～R8.5.31)

	氏 名	職 名	職 名	備 考
1	井上 美智子	(独) 国立病院機構南岡山医療センター	医師	発達支援 医療機関
2	菅崎 仁美	(一社) 岡山県訪問看護ステーション連絡協議会	会長	訪問看護
3	篠塚 雅子	(福) 旭川荘 旭川荘療育・医療センター 小児科	医長	療育・医療セン ター
4	土肥 範勝	(一社) 岡山県歯科医師会	理事	歯科医師会
5	永田 拓	岡山県相談支援専門員協会	会長	相談支援
6	檜原 幸二	(公社) 岡山県医師会 (旭川荘療育・医療センター)	理事	医師会 小児科部会
7	久本 晃司	特別支援学校校長会(岡山県立早島支援学校)	校長	特別支援 学校
8	宮木 悦子	岡山県重症心身障害児(者)を守る会	副会長	団体
9	村下 志保子	岡山県医療的ケア児支援センター	所長	医療的ケア児 支援センター
10	山浦 勝利	岡山県肢体不自由児者福祉協会	理事	団体
11	横山 裕司	岡山県小児科医会 (岡山愛育クリニック小児科)	会長	小児科医会
12	吉利 宗久	岡山大学学術研究院教育学域	教授	学識経験者
13	鷲尾 洋介	日本小児科学会岡山支部 (岡山大学小児科)	教授	小児科学会
14	大崎 雅也	岡山労働局職業安定部職業対策課	課長	行政
15	江草 大作	岡山県教育庁特別支援教育課	課長	
16	藤原 紳一	岡山県教育庁高校教育課高校魅力化推進室	室長	
17	作間 正浩	岡山県総務部総務学事課	課長	
18	青木 弘明	岡山県産業労働部労働雇用政策課	課長	
19	坂本 誠	岡山県保健医療部医療推進課	課長	
20	北村 幸治	岡山県保健医療部健康推進課	課長	
21	中尾 美江	岡山県保健医療部医薬安全課	課長	
22	横田 健二	岡山県子ども・福祉部子ども未来課	課長	
23	田口 昌弘	岡山県子ども・福祉部子ども家庭課	課長	
24	奥山 巧	岡山県子ども・福祉部障害福祉課	課長	

令和5年度第1回 岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会 議事概要（要旨）

- 1 日 時 令和5年12月18日（月）
- 2 場 所 ピュアリティまきび 2階白鳥
- 3 時 間 13:00～15:00
- 4 参加者 委員24名中22名出席、オブザーバーとして2市の担当者が出席
※委員欠席2名

5 協議・報告

（1）医療的ケア児及びその家族に対する支援等について

（委員）各事業について、県からの補助が入っているのか、入っていないのかを載せたほうがよいと思う。

（委員）特別支援教育課の取組で、人工呼吸器使用者の通学に係るガイドラインというのがあるが、公開されていないのか。

（委員）特別支援教育課ホームページで公開している。

（2）医療的ケア児支援センターの運営状況について

（委員）県内の医療的ケア児の手技統一のための会議を行っており、県に、県全体の医療的ケア児のための会議なので、自治体として予算を付けていただきたいと話をしたが、お金がないとのことだった。切り捨てるのではなく、どうしたら進められるかを話してほしい。手技や物品の統一で、退院後の家庭だけでなく、例えばレスパイトの時に、普段かかっている病院に預けやすくなる。

（事務局）統一後の、周知するためのパンフレット、ユーチューブでの配信等の、広めていくことについては、手伝えるのではないかと思います。病院間での統一については、業界内で意思統一をお願いしたい。

（事務局）毎年夏頃に、各障害者団体と話をし、多くの要望をいただいている。全部の実現は難しいが、その中から、バランス等も考えながら、予算化を検討していく。早めに、ご相談いただければと思う。

（3）学校園及び保育所における医療的ケア児の状況について

（委員）隠れている医ケア児がいるのではないかと。日本でも無戸籍児がいるということなので、隠された子がいるかもしれない。

（委員）住民票のデータから、就学に向けて動くので、それにあがらないものは把握が難しい。

（委員）医ケア児は、医療機関には必ずかかるので、そこから学校につなげていくことができるのではないかと。どこにも行かず孤立している人もいると思う。医療的ケア児が学校へ行くことで、環境から刺激を受けて、身体的にも知的にもいい影響があるので、ぜひ保護者にいろいろと情報提供してほしい。

(委員) 障害福祉サービスを利用している方は、大体、相談支援専門員が付いていて、就学の話もしていると思う。相談支援専門員の多くが医療的ケア児コーディネーター研修を修了しているの、相談に乗れる人は多いと思う。

(4) その他

(委員) 短期入所サービスの現状は、どうなっているのか。

(事務局) 県内の医療型短期入所施設は現在19カ所で、しばらく増えていない。コロナの影響で受入が難しかった状況があったが、今年の5月に5類に移行したこともあり、これから、受入施設が増えるよう、働きかけていきたい。

(委員) 医療型短期入所の利用希望者が非常に増えており、特に週末、お断りしなければならぬことが多い。医療的ケア児の総数はあまり変わっていないようだが、人工呼吸器利用等の重症な方が増えており、構成が変わってきている。医療的ケア児を受け入れられる施設は増えてきて、よいことだが、人工呼吸器に対応できる施設もぜひ増えてほしいと思う。

(委員) 平時の時から緊急時のプランを備えておくことが必要だが、社会資源の少なさを痛感している。少ない資源をどう利用していくか、頭を悩ませている。

(委員) 既に配置されている医療職の方に、横のつながりや、研修の機会等があればよいと思う。医療的ケアというだけでハードルが高いと思っている事業所が多いが、実際やってみたら、ここまでできると、受け入れていただくことができるのではないかと。

(委員) 短期入所が足りないことについて、訪問看護を延長しながら、在宅で過ごすことも選択肢に入れていただければと思う。

(委員) 市街地のマンションに住んでいる方などの場合、家に車が1台しかない家も多い。その場合、お父さんが通勤に車を使ったら、もう車がない。医療的ケア児でスクールバスに乗れないのに、車で送っていくこともできないような事例もある。県北などではそのような事例は出ないだろう。協議の場があるかどうかだけではなく、どんな話題が議論されているのが問題だ。

(委員) 昨年度の医療的ケア児に関するアンケート調査の意見で、学校に関するものでは、スクールバスに乗せてほしい、看護師が乗ったタクシーで学校へ送迎してほしいという意見もあった。医療型短期入所が全然足りない、という意見には、登録はしているが利用実績のない医療機関での利用をどう進めていくかという課題がある。まずは公立病院から話をしていくとよいのではないかと。

(委員) 家族が行うケアの方式は、最初に習ったものから、だんだんと変わってきているが、ずっと昔のままの方法でケアをしている方もいる。方式を統一していただいて、保護者が情報を得る機会になればよいと思う。手技統一化の予算について、障害者団体からも、折を見て要望していこうと思う。

(委員) 医療的ケア児だけでなく、障害者で、全身麻酔を使用した歯科治療が必要な場合、県内では1カ所しか施術できるところがなく、60人待機、期間は6ヶ月待ちとなっている。今後の検討などご協力をお願いすることもあると思う。